

電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定 電気通信設備に係る接続約款

実施 平成14年4月1日

目次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第4条 直回収線等接続事業者の料金及び技術的条件等	5
第2章 接続する設備の範囲	7
第1節 標準的な接続箇所	7
第5条 標準的な接続箇所	7
第2節 相互接続点	7
第6条 相互接続点を設置する目的	7
第7条 相互接続点の設置場所	7
第3節 接続対象地域	7
第8条 当社の接続対象地域	7
第4節 接続により提供する機能	7
第9条 接続により提供する機能	7
第9条の2 接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施	8
第3章 協定の締結手続き等	9
第1節 事前調査	9
第10条 事前調査の申込み	9
第11条 事前調査の受付及び順序	9
第12条 事前調査の回答	9
第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合 の取扱い	10
第13条 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する 場合の取扱い	10
第3節 接続申込み	10
第14条 接続申込み	10
第14条の2 接続申込みの取止め	11
第15条 接続申込みの承諾	11
第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み	11
第16条 接続用設備の設置又は改修の申込み	11
第17条 接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾	11
第18条 個別建設契約の締結	11
第19条 接続用設備の設置又は改修の変更等	12
第20条 完成通知	12
第20条の2 接続用設備の所有権	12
第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み	12
第21条 接続用ソフトウェアの開発の申込み	12
第22条 接続用ソフトウェアの開発の承諾	12

第23条	接続用ソフトウェアの開発契約の締結	13
第24条	接続用ソフトウェアの開発の中止	13
第25条	準用	13
第25条の2	接続用ソフトウェアの所有権	13
第5節の2	試験	13
第25条の3	試験の実施	13
第25条の4	移動無線装置に係る確認試験の実施	13
第5節の3	業務支援システムの利用に関する申込み等	13
第25条の5	業務支援システムの利用に関する申込み	13
第25条の6	USIMカードの貸与に係る請求	14
第6節	瑕疵	14
第26条	瑕疵	14
第7節	更改等	14
第27条	当社が行う接続用設備等の更改	14
第27条の2	協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等	14
第27条の3	接続用設備等の除却又は転用	15
第27条の4	天災等の不可抗力による損傷	15
第8節	その他の工事の請求	15
第28条	その他の工事の請求	15
第28条の2	その他の工事の承諾	15
第28条の3	その他の工事に係る契約の締結	16
第4章	標準的接続期間	17
第29条	標準的接続期間	17
第30条	準用	17
第5章	協定の締結・解除等	18
第31条	協定の単位	18
第32条	協定上の地位の移転又は承継	18
第33条	削除	18
第34条	協定の変更	18
第35条	協定事業者が行う協定の解除	18
第36条	当社が行う協定の解除	18
第37条	協定の消滅	19
第6章	責務	20
第1節	責務	20
第38条	守秘義務	20
第39条	必要事項の通知	20
第39条の2	情報の提出	20
第39条の3	証明書類の確認	20
第39条の4	契約数等の提出	20
第40条	相互協力	21
第40条の2	特定電子メールの取扱い	21
第2節	保守	21
第41条	維持責任	21
第41条の2	混信等の防止責任	21
第42条	協定事業者の切分責任	21

第42条の2 当社の通知責任	21
第3節 譲渡の承認	21
第43条 ローミング等に係る譲渡の承認	21
第43条の2 第三者への債権譲渡等	22
第4節 削除	
第43条の3 削除	
第7章 接続形態	23
第44条 接続形態	23
第8章 重要通信の取扱方法	24
第45条 相互接続通信の切断	24
第46条 相互接続通信及び他社相互接続通信の制限	24
第47条 優先的に扱う通信の識別	24
第9章 接続の一時中断、停止及び中止	25
第48条 接続の一時中断	25
第49条 接続の停止	25
第50条 接続の中止	26
第50条の2 工事又は手続き等の停止及び中止	26
第10章 料金等	28
第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等	28
第51条 料金等	28
第52条 接続料金の区分	28
第2節 接続料金の支払義務	28
第53条 従量制の網使用料等の支払義務	28
第53条の2 定額制の網使用料の支払義務	29
第54条 網改造料の支払義務	29
第3節 工事費及び手続きの支払義務	30
第55条 工事費の支払義務	30
第56条 手続きの支払義務	30
第3節の2 その他の費用の支払義務	30
第56条の2 電話ユニバーサルサービス料の支払義務	30
第56条の3 USIMカードの貸与に係る費用の支払義務	31
第56条の4 業務支援システムの利用に係る費用の支払義務	31
第56条の5 電話リレーサービス料の支払義務	31
第56条の6 ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務	31
第4節 料金の計算及び支払い	31
第57条 従量制の網使用料等の計算方法	32
第58条 通信時間の測定等	32
第59条 定額制の網使用料及び網改造料並びに電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料の計算方法	32
第60条 料金等の支払い	33
第60条の2 支払いの留保	33
第61条 料金の一括後払い	33
第61条の2 期限の利益喪失	33
第61条の3 接続料金の実績に基づく精算	34
第62条 接続料金の遡及適用	34

第5節 債権譲渡	34
第63条 債権譲渡	34
第6節 請求金額に不符号がある場合の取扱い	34
第64条 請求金額に不符号がある場合の取扱い	34
第6節の2 債務の履行の担保	35
第64条の2 債務の履行の担保に係る協議申入れ等	35
第64条の3 債務の履行の担保	35
第7節 割増金及び延滞利息	36
第65条 割増金	36
第65条の2 削除	36
第66条 延滞利息	36
第8節 債権譲受	36
第67条 債権譲受	36
第9節 端数処理	37
第68条 端数処理	37
第11章 技術的条件	38
第69条 技術的条件	38
第12章 損害賠償	39
第70条 責任の制限	39
第71条 解除等の場合の取扱い	39
第71条の2 トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い	39
第72条 免責	39
第13章 利用者への責任に関する事項	41
第73条 利用者料金の設定	41
第74条 利用者料金の請求	41
第75条 ローミング等に係る特例	41
第76条 利用者料金の課金	41
第77条 利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応	41
第78条 当社の契約者回線等の提供条件	41
第14章 当社の通信用建物等における取扱い	42
第79条 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い	42
第80条 接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り	42
第81条 工事等の制限	42
第15章 雑則	43
第82条 個別契約事業者に対する契約者情報の提供	43
第82条の2 削除	
第83条 様式	44
第84条 承諾の限界	44
第85条 双務的条件	44
第86条 協議が調わない場合の取扱い	44
第86条の2 接続に係る管理方針	45
第87条 接続協議等に関する情報等の提供	45

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社の指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下、「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下、「接続料」といいます。）及び接続条件（当社の指定電気通信設備に当社の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこととします。）についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下、「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の指定電気通信設備との接続に関する協定（以下、「協定」といいます。）を締結し、当社の指定電気通信設備との接続を行います。

2 前項の規定のほか、当社は、当社の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続条件をこの約款に定める場合があります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 指定電気通信設備	事業法第34条第1項により指定された電気通信設備（同条第2項で第2種指定電気通信設備と定義された電気通信設備をいいます。）
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
5 相互接続点	当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
6 相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の移動無線装置等間の通信又は相互接続点相互間の通信（携帯電話・PHS番号ポータビリティ転送機能を提供する場合があります。）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの
7 他社相互接続通信	相互接続点と協定事業者の利用者の端末設備間の通信又は相互接続点相互間の通信であって、協定事業者の電気通信設備を経

	由するもの
8 接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域
9 事務取扱所	相互接続に関する業務を行う当社の本店
10 登録電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者
11 届出電気通信事業者	事業法第16条第1項の届出を行った者
12 電気通信事業者	登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者
13 中継事業者	中継網により相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者（IP電話事業者を除く。）
14 携帯電話事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号又は別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
15 仮想携帯電話事業者	電気通信役務としての携帯電話サービスを提供する電気通信事業者であって、当該携帯電話サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含みます。）しておらず、かつ、運用をしていない電気通信事業者
16 端末系事業者	利用者の使用する端末設備に接続する固定端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第14条第1項イに規定するものをいいます。）を用いて国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者（IP電話事業者を除く。）
17 特定端末系事業者	NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社（端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を提供する場合は除きます。）
18 PHS事業者	番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する電気通信事業者
19 直回収線等接続事業者	第5条（標準的な接続箇所）の表中第2欄に規定する接続箇所において接続する電気通信事業者
20 国際系事業者	国際電気通信サービスを提供する電気通信事業者
21 IP電話事業者	番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号又は別表第6号に掲げる特定IP電話番号を使用して、端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を提供する電気

	通信事業者
22 個別契約事業者	契約者と書面等により個別に他社相互接続通信に係る契約を締結している協定事業者
23 協定事業者	当社と協定を締結している電気通信事業者
24 接続申込者	当社の指定電気通信設備との接続の申込みを行う電気通信事業者（協定事業者及び協定の締結時に電気通信事業者となる見込みがある者を含みます。）
25 削除	_____
26 X i サービス	当社のX i サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
26-2 5 G サービス	当社の5 G サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
27 ワイドスター通信サービス	当社のワイドスター通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
27-2 ワイドスターⅢ通信サービス	当社のワイドスターⅢ通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
28 専用回線等接続サービス	当社の専用回線等接続サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
29 MVNOサービス	当社の約款又は卸携帯電話サービス契約約款に基づき協定又は契約を締結している仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス
30 契約約款	当社又は他事業者が、各々の利用者に対し提供する電気通信サービスの提供条件を規定する約款及び料金表
31 契約者	当社と当社の契約約款に基づき契約を締結している者又は他事業者と他事業者の契約約款に基づき契約を締結している者
32 利用者	当社又は他事業者が提供する電気通信サービスを利用する者
33 利用者料金	利用者に提供される電気通信サービスに対して利用者が支払うべき料金
34 役務区間合算料金	相互接続通信及び他社相互接続通信において、役務提供区間にかかわらず、当社又は協定事業者のうち特定の1の事業者が異なる電気通信事業者の役務提供区間を合わせて設定する利用者料金（通信料に限ります。）
35 役務区間単位	相互接続通信及び他社相互接続通信において、当社又は協定事

料金	業者が自己の役務提供区間ごとにそれぞれ設定する利用者料金
36 契約者回線番号等	当社の音声伝送役務を提供する際に契約者回線ごとに付与する番号
37 移動無線装置	(1) 携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 (2) 自動車その他の陸上（河川、湖沼を含みます。）を移動するもの又は船舶その他海上（わが国の沿岸の海域をいいます。）を移動するものに設置して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
38 削除	_____
39 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
40 契約者回線	X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に係る契約に基づいて契約者が指定した移動無線装置等と当社との間に設定される電気通信回線
41 交換設備	多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備
42 中継交換機	X i サービス、5 G サービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスの中継交換を行う交換設備
43 関門交換機	相互接続のために通信路の設定、事業者間料金精算情報の送付、発信者番号の転送等の機能を有する中継交換機
44 直収交換機	専用回線等接続サービス契約約款に基づく専用回線等を収容する当社が指定する交換設備
45 直収パケット交換機	当社の契約者が指定する移動無線装置と協定事業者の電気通信設備とのパケット通信に係る接続経路の設定を行うために設置する当社が指定する交換設備
45-2 移動管理装置	当社と協定事業者の利用者情報の管理・認証に必要な設備との間で利用者の移動管理等を行うために設置する当社の移動管理設備
46 削除	_____
47 伝送路設備	電気信号又は光信号を伝送する電気通信設備

48 中継交換機間 伝送路設備	中継交換機相互間の伝送路設備
49 回線終端装置	占有契約により特定区間に設置される電気通信回線の終端の場所に設置される装置
50 特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第2号に規定する電気通信
51 通信用建物	通信の用に供するための当社の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
52 番号ポータビリティ	利用者がサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された当該サービスに係る電気通信番号を変更することなく、変更後の電気通信事業者のサービスの提供を受けること
53 携帯電話・PHS番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第20号の8に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）を使用する携帯電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ（以下、「MNP」といいます。）
54 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
55 業務支援システム	X i 特定接続契約又は5 G 特定接続契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム
56 USIMカード	X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定するドコモUSIMカードであって、当社が協定事業者を通じてX i 特定接続契約者又は5 G 特定接続契約者に貸与するもの
57 衛星直接通信サービス	無線設備規則第49条の23の7又は同規則第49条の23の8に規定する条件に基づき当社のX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定するdocomo Starlink Directによる電気通信サービス

（直回収線等接続事業者の料金及び技術的条件等）

第4条 当社は、直回収線等接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分については、第1条（約款の適用）の規定にかかわ

らず、契約約款の規定を準用します。

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) 削除	_____
(2) 直収パケット交換機のルータ	直収パケット交換機に接続されたルータと接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子
(3) 関門交換機の伝送装置	関門交換機と中継交換機間伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ
(4) 削除	_____
(5) 移動管理装置のルータ	移動管理装置に接続されたルータと接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子

第2節 相互接続点

(相互接続点を設置する目的)

第6条 当社及び接続申込者は、当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。

ただし、当社は、第13条（相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い）第1項又は第2項に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第3節 接続対象地域

(当社の接続対象地域)

第8条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域とします。

第4節 接続により提供する機能

(接続により提供する機能)

第9条 当社は、接続により別表1（接続により提供する機能）の1-1（基本接続機能）、1-2（付加接続機能）及び1-3（個別占有的接続機能）に掲げる接続機能を提供します。

2 当社は、当社の契約者に対しX i サービス契約約款、5Gサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表1（接続により提供する機能）の1-4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。

(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)

- 第9条の2** 別表1(接続により提供する機能)の1-1(基本接続機能)に規定する機能のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下、「接続料規則」といいます。)第4条に定める法定機能(以下、「法定機能」といいます。)に該当する機能又はU S I Mカードの機能を休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する3年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)により提供するものとし、法定機能に該当しない機能を休廃止しようとするときは、当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明により提供するものとし、(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。)
- 2 前項に規定する法定機能に該当する機能又はU S I Mカードの機能の休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から3年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。また、前項に規定する法定機能に該当しない機能の休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。
 - 3 当社が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、当該機能を現に利用する協定事業者がない場合は、当社は速やかに当該機能を休廃止することがあります。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第10条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続等を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討（以下、「事前調査」といいます。）を行います。

2 接続申込者は、別表3（様式）の様式第1の事前調査の申込書（以下、「事前調査申込書」といいます。）を、当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラヒック、接続の技術的条件及び当社に協力を依頼する事項等を記載するものとします。この場合において、当社が利用者料金を設定するときは、相互接続点ごとの当社の接続対象地域等を記載する必要はありません。

4 当社は、接続申込者から請求があるときは、事前調査申込書に記載する事項に係る必要な情報（当社の機密事項を除きます。）を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

(事前調査の受付及び順序)

第11条 当社は、事前調査申込書に事前調査を行うために必要な事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3（様式）の様式第2の書面により通知します。

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順序に従って事前調査を行います。

(事前調査の回答)

第12条 当社は、事前調査申込みの受け付け後1ヶ月以内に、接続の可否及び費用負担の有無をその接続申込者に別表3（様式）の様式第3の書面により通知します。ただし、第64条の2（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）又は第64条の3（債務の履行の担保）の適用が見込まれるときその他特別の事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。

2 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備（ソフトウェアを含みます。以下、同じとします。）の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と併せ、接続可能時期並びに第28条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合はその概算額及びその内訳を通知し、これをもって事前調査の回答とします。

3 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの受け付け後4ヶ月以内に、接続可能時期及びその指定電気通信設備を設置又は改修（第28条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。）するために必要となる概算額並びにその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

4 前項の規定にかかわらず、その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、概算額及びその内訳等の通知は、4ヶ月を超える場合があります。この場合において、その通知をもって事前調査の回答とします。

- 5 当社は、接続可能時期が第29条（標準的接続期間）に規定する標準的接続期間を著しく超える場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。
- 6 当社は、第10条（事前調査申込み）の規定により接続申込者から申し込まれた接続の代替的な接続方法があると判断した場合には、第1項、第1項及び第2項、又は第1項及び第3項の回答と併せて、代替的な接続方法並びに当該接続方法に必要な概算額及びその内訳等を書面により通知します。
- 7 接続申込者が事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に第14条（接続申込み）に規定する接続申込みを行わないときは、当社が行った事前調査の回答は、その効力を失います。

第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

（相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い）

- 第13条** 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等に相互接続点を設置する申込みがあった場合で、その相互接続点を設置しようとする箇所が第5条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定することができるものとします。
- 2 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定することができるものとします。なお、次の各号に定める場合には、申込みに係る場所に相互接続点を設置することはできません。
 - (1) 当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点が明確となる方法により接続がなされないとき。
 - (2) 第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に相互接続点が設置されないとき。
 - 3 接続申込者は、前項の規定により相互接続点を当社の通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

第3節 接続申込み

（接続申込み）

- 第14条** 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、別表3（様式）の様式第4の書面により、当社に対し、回答書の内容にもとづく接続等の申込みの意思表示（以下、「接続申込み」といいます。）を行うものとし、当社は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。
- 2 接続申込者は、前項に規定する接続申込みを行う場合において、第12条（事前調査の回答）に規定する当社からの事前調査の回答結果により、指定電気通信設備の設置又は改修等を要するときは、前項の接続申込みと併せて、次の各号に規定する申込みを行うことを要します。
 - (1) 当社の指定電気通信設備（ソフトウェアを除く。）の設置又は改修を要する場合
第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する当社の接続用設備の設置又は改修の申込み。
 - (2) 当社の指定電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合
第21条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する接続用ソフトウェアの開発の申込み。
 - (3) 当社の指定電気通信設備の設置又は改修以外の工事を要する場合
第28条（その他の工事の請求）に規定する工事の申込み。

(接続申込みの取止め)

第14条の2 当社は、接続申込者から接続申込みについて、当該接続等が開始される前に別表3(様式)の様式第15の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表3(様式)の様式第16の書面によりこれを承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、接続申込者からの接続申込みについて、第12条(事前調査の回答)の規定により当社が回答した接続可能時期から1年を経過してもなお接続等が開始されない場合には、取止めの申込みがあったものとみなすことができるものとします。

3 前2項の場合において、接続申込者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。

(接続申込みの承諾)

第15条 当社は、第14条(接続申込み)に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順序に従って別表3(様式)様式第5の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

(2) その接続により当社の被る損失がその接続により得られる利益を上回る場合であってその程度が相当程度にわたる若しくは接続先拡大に寄与しない、又は当社の事業運営上支障が生じるなど当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。

(3) 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(第64条の3(債務の履行の担保)第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第84条(承諾の限界)において同じとします。)

(4) 接続に应ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

(5) 接続申込者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第3号に掲げる理由を除きます。)

2 前項の規定により、その接続申込みを承諾しないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第16条 接続申込者は、第14条(接続申込み)第2項第1号の規定に基づき、接続用設備の設置又は改修の申込みを当社に申込み場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第14条(接続申込み)第1項に規定する申込みに併せて申し込まれたものとみなします。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第17条 当社は、前条に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。ただし、第15条(接続申込みの承諾)の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

(個別建設契約の締結)

第18条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工

程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第19条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3（様式）の様式第6の書面による変更の申込みがあった場合は、その変更の申込みが第15条（接続申込みの承諾）第1項各号のいずれかの規定に該当するときを除き別表3（様式）の様式第7の書面により承諾します。ただし、第12条（事前調査の回答）の規定により当社が回答した接続可能時期及び費用負担の概算額については効力を失うものとします。

2 当社は、前項に規定する申込みを行った接続申込者に、その申込みを受け付けた日から4ヶ月以内に、変更後の接続可能時期及び費用負担の概算額を前項の書面により通知します。

3 第1項の規定により、当社がその変更を承諾しないときは、当社は書面によりその理由を通知します。

4 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3（様式）の様式第8の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3（様式）の様式第9の書面によりこれを承諾します。

5 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その変更又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

(完成通知)

第20条 当社は、接続申込者に対して第18条（個別建設契約の締結）に規定する個別建設契約に係る接続用設備が完成した場合は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、別表3（様式）の様式第10の書面によりその旨を通知します。

(接続用設備の所有権)

第20条の2 当社が設置又は改修する接続用設備の所有権、並びに当該接続用設備の相互接続に係る著作権、特許権及びその他の無体財産権（当社及び他の事業者が所有又は共有する権利は除く。）は当社に帰属するものとします。

第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

(接続用ソフトウェアの開発の申込み)

第21条 接続申込者が、第14条（接続申込み）第2項第2号の規定に基づき、接続に必要な当社の接続用ソフトウェアの開発（その接続用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下、「接続用ソフトウェアの開発」といいます。）を当社に申込み場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第14条（接続申込み）第1項に規定する申込みを併せて申し込まれたものとみなします。

2 前項の場合において、第12条（事前調査の回答）の規定により通知した接続可能時期が複数の接続申込者について同一の時期となったときは、当社は、第15条（接続申込みの承諾）に規定する接続申込みの順序に従って接続用ソフトウェアの開発を行います。

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

第22条 当社は、接続申込者から、前条に規定する接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。ただし、第15条（接続申込みの承諾）の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

(接続用ソフトウェア開発契約の締結)

第23条 当社は、前条に規定する承諾を行ったときは、その接続用ソフトウェアの開発に着手する前にその接続申込者と接続申込者の負担する費用の概算額、接続用ソフトウェアの開発の完了予定時期、接続用ソフトウェアの保守、支払額の精算及びその他の個別事項を含む接続用ソフトウェア開発契約を締結します。

(接続用ソフトウェアの開発の中止)

第24条 当社は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表3(様式)様式第11の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3(様式)様式第12の書面によりこれを承諾します。

- 2 前項の場合において、接続申込者は、その中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用(接続用ソフトウェア開発契約の規定により算定するときは、その額とします。)に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

(準用)

第25条 第20条(完成通知)の規定は、接続用ソフトウェアの開発の場合に準用します。

(接続用ソフトウェアの所有権)

第25条の2 当社が開発する接続用ソフトウェアの所有権、著作権、特許権その他無体財産権は、当社又は当社がその接続用ソフトウェアの開発を委託した第三者に帰属するものとします。

第5節の2 試験

(試験の実施)

第25条の3 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断した場合は、別に定める方法により試験を実施することとします。

- 2 前項の試験の結果、当社又は接続申込者が当該接続等の正常性等を確認できないと判断した場合は、当該接続等を開始しないことがあります。
- 3 当社及び接続申込者は、第1項の試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

(移動無線装置に係る確認試験の実施)

第25条の4 当社及び接続申込者は、MVNOサービス契約者が指定する移動無線装置を、接続申込者が自ら調達し取り扱うことを業とする場合であって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断したときは、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。

- 2 当社及び接続申込者は、前項の確認試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。
- 3 当社は、接続申込者が自ら調達した移動無線装置に生じる一切の不都合について、責任を負いません。
- 4 当社は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

第5節の3 業務支援システムの利用に関する申込み等

(業務支援システムの利用に関する申込み)

第25条の5 接続申込者(仮想携帯電話事業者に限ります。以下、この節において同じとします。)は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者と、その利用に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

(USIMカードの貸与に係る請求)

第25条の6 接続申込者は、USIMカードの貸与に係る請求を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

2 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者と、その請求に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

第6節 瑕疵

(瑕疵)

第26条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後1年以内に瑕疵が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその瑕疵の修補を行います。

ただし、その瑕疵の重要性に比し修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。

第7節 更改等

(当社が行う接続用設備等の更改)

第27条 当社は、協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア（以下、この節において「接続用設備等」といいます。）について、次の各号に規定するところにより更改（既存の接続用設備等に代えて、新たな接続用設備等を設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。）します。

(1) その接続用設備等が法定耐用年数（必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。）を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。

(2) その接続用設備等が法定耐用年数を経過しているときは、協定事業者に書面により通知し、協議の上、更改時期について決定します。

(協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等)

第27条の2 接続用設備等を利用中止（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下、同じとします。）しようとする協定事業者は、別表3（様式）の様式第17の書面により、当社が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。

2 前項の場合において、当社は、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用中止を行ったときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者等に当該設備の利用中止を行った協定事業者名等を速やかに通知します。

3 協定事業者が接続用設備等を更改しようとするときは、第1項の規定に基づく現に利用している接続用設備等の利用中止と、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第21条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）の規定に基づく新たな接続用設備等の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとします。

4 当社は、第1項に規定する利用中止申込みがあったときは、その利用中止申込みを受け付けた順序に従って別表3（様式）の様式第18の書面によりこれを承諾します。

5 当社は、協定事業者から接続用設備等の利用中止について、当該利用を中止する前に別表3（様式）の様式第19の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表3（様式）の様式第20の書面によりこれを承諾します。

6 前項の場合において、協定事業者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。

（接続用設備等の除却又は転用）

第27条の3 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合（複数の協定事業者（当社を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）が接続用設備等を利用している場合にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の利用中止の申込みがあったときに限ります。）において、当社が接続用設備等の利用中止を承諾したときは、当社は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアを取り外すことをいいます。以下、この条及び第54条（網改造料の支払義務）において同じとします。）します。

2 前項の場合において、撤去しようとする接続用設備等が転用（法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下、同じとします。）可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却（撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下、同じとします。）するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 当社は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、その申込みを受け付けた日から1ヶ月以内に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を回答するものとし、ただし、特別な事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて費用の概算に係る情報を回答する場合があります。

4 当社は、接続申込者から第14条の2（接続申込みの取止め）第1項若しくは第2項に規定する申込み又は第19条（接続用設備の設置又は改修の変更等）第1項若しくは第4項に規定する申込みがあった場合の接続用設備等の除却又は転用については、前3項に準じて取り扱うこととします。

（天災等の不可抗力による損傷）

第27条の4 当社は、天災等の不可抗力等、当社又は接続申込者が想定し得ない事由により接続用設備等に損傷が発生した場合は、その内容を速やかに接続申込者に通知します。

2 接続申込者は、前項により接続用設備等に発生した損傷を修復する費用を負担することを要します。

第8節 その他の工事の請求

（その他の工事の請求）

第28条 接続申込者は、第14条（接続申込み）第2項第3号の規定により、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修以外の工事（以下、「その他の工事」といいます。）を当社に申込み場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第14条（接続申込み）第1項に規定する申込みを併せて申し込まれたものとみなします。

（その他の工事の承諾）

第28条の2 当社は、前条に規定するその他の工事の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。ただし、第15条（接続申込みの承諾）の規定により接続申

込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

(その他の工事に係る契約の締結)

第28条の3 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続申込者と、その工事費用の概算額、支払い方法及びその他の個別事項を含む契約を締結します。

第4章 標準的接続期間

(標準的接続期間)

第29条 当社は、第14条（接続申込み）の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。

(1) 第12条（事前調査の回答）第2項に規定する場合

第15条（接続申込みの承諾）に規定する承諾後6ヶ月以内。

(2) 第12条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において第18条（個別建設契約の締結）に規定する個別建設契約を締結する場合

個別建設契約の締結時から、1年以内。

(3) 第12条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において第23条（接続用ソフトウェア開発契約の締結）に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手から18ヶ月以内。

2 前項第3号の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、標準的接続期間が前項第3号の規定と異なる場合があります。

3 第1項の場合において、協定事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まれないものとします。

4 第12条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号又は第3号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」となるのは「第15条（接続申込みの承諾）に規定する承諾から」に、また、同項第3号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第14条（接続申込み）に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。

(準用)

第30条 第29条（標準的接続期間）第3項の規定は、第12条（事前調査の回答）第1項、第3項又は第4項の場合に準用します。

第5章 協定の締結・解除等

(協定の単位)

第31条 当社は、1の他事業者と1の協定を締結します。

ただし、1の他事業者と当社との協定を複数の他事業者が代理して締結する場合は、この限りではありません。

(協定上の地位の移転又は承継)

第32条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継があった場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者としします。）は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。

(1) 協定上の地位の移転又は承継を承諾するとした場合において、第15条（接続申込みの承諾）第1項第1号又は第2号に定める事由に該当するとき。

(2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第15条（接続申込みの承諾）第1項第3号又は第5号に該当する者であるとき。

(3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。

(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。

(5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。）の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。

第33条 削除

(協定の変更)

第34条 当社及び協定事業者は、必要が生じたときは、協定を変更することができるものとします。この場合には、当社の指定電気通信設備との接続は、変更後の協定によるものとします。

(協定事業者が行う協定の解除)

第35条 協定事業者は、協定を解除（接続の廃止若しくは取止めに係る協定の変更を含みます。以下、同じとします。）しようとするときは、そのことを当社が指定する事務取扱所に書面により通知することを要します。

2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、協議の上、解除時期について決定することとします。

(当社が行う協定の解除)

第36条 当社は、第49条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

2 当社は、協定事業者が第49条（接続の停止）又は第60条の2（支払いの留保）

に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止又は負担すべき金額の支払いの留保をしないでその協定を解除することがあります。

3 当社は、第1項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。

(協定の消滅)

第37条 協定は、次の各号に規定する場合には、消滅するものとします。

- (1) 協定事業者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (2) 協定事業者が法人である場合において、その法人が解散したとき。
- (3) 協定事業者が死亡し相続人がいないとき。
- (4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、その事業の登録が取り消されたとき又は抹消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第38条 当社及び接続申込者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではありません。

なお、この条は協定の締結に至らなかった場合又は協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第71条（解除等の場合の取扱い）第2項を適用します。

(必要事項の通知)

第39条 当社及び協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の登録又は変更登録の取消し
- (4) 事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 相互接続点の追加、変更又は廃止
- (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更
- (8) 第61条の2（期限の利益喪失）第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実
- (9) その他接続に必要な事項

(情報の提出)

第39条の2 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

- 2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとし

(証明書類の確認)

第39条の3 接続申込者は、MVNOサービス契約者が指定する移動無線装置を自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、当該移動無線装置を通信の用に供する（接続申込者が行う試験を含む）前に、当該移動無線装置が事業法第69条及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を当社の事務取扱所に提示することを要するものとし

- 2 接続申込者は、MVNOサービス契約者が指定する移動無線装置を自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、当該移動無線装置を通信の用に供する（接続申込者が行う試験を含む）前に、当該移動無線装置が電波法（昭和25年法律第131号）第3章で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を書面により当社の事務取扱所に提出することを要するものとし

(契約数等の提出)

第39条の4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、Xiサービス契約約款に

規定する X i 特定接続契約及び 5 G サービス契約約款に規定する 5 G 特定接続契約の契約者回線に係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。

(相互協力)

第40条 当社及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して信義に従い誠実に対応することとし、相互に協力することとします。

(特定電子メールの取扱い)

第40条の2 電子メール通信役務を提供する協定事業者は、その役務における特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第10条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。

第2節 保守

(維持責任)

第41条 当社及び協定事業者は、接続にあたり、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その利用者に対する電気通信役務の提供の妨害を行わないように努めることとします。

2 当社及び協定事業者は、接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。

(混信等の防止責任)

第41条の2 協定事業者は、MVNOサービス契約者が指定する移動無線装置を自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、電波法第56条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社の無線局の運用に協力することとします。

2 当社は、協定事業者が自ら調達した移動無線装置により混信等が生じた場合は、その協定事業者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。

(協定事業者の切分責任)

第42条 協定事業者は、当社の電気通信設備との接続において相互接続通信に生ずる著しい支障その他の理由により当社の接続する設備を利用できなくなったときは、協定事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。

2 前項の修理の請求により当社が当社の係員を派遣した結果、故障の原因が協定事業者の電気通信設備にあった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 当社は、設備の保守に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

(当社の通知責任)

第42条の2 当社は、当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を協定事業者に通知することとします。

第3節 譲渡の承認

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第43条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る携帯電話事業者が、その契約約款に従ってその通信に係る債権を他の携帯電話事業者に譲渡するときは、当社は

その譲渡を承認します。

- 2 協定事業者は、当社が相互接続通信及び他社相互接続通信に係る債権を他の携帯電話事業者に譲渡するときは、その譲渡を承諾していただきます。

(第三者への債権譲渡等)

第43条の2 協定事業者は、この約款に基づく当社に対する債権債務を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社と協議することを要するものとします。

第4節 削除

第43条の3 削除

第7章 接続形態

(接続形態)

第44条 当社の指定電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続形態は、別表2（接続形態）に定めるところによります。

第8章 重要通信の取扱方法

(相互接続通信の切断)

第45条 当社は、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第46条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社のX i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。

- 2 前項の規定による場合のほか、当社は、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。
- 4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において他社相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、他社相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。
- 5 当社及び協定事業者は、相互接続通信又は他社相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。

(優先的に扱う通信の識別)

第47条 当社は、協定事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた契約者回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する契約者回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下、同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

- 2 協定事業者は、優先信号を受信した場合には、その優先信号に伴って受信した通信を優先的に取り扱うことを要します。
- 3 当社は、協定事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととします。

第9章 接続の一時中断、停止及び中止

(接続の一時中断)

第48条 当社は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第46条（相互接続通信及び他社相互接続通信の制限）の規定により、相互接続通信を制限するとき。

2 当社は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを協定事業者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続の停止)

第49条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下、「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）を停止することがあります。

区 別	期 間
(1) その接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下、同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第64条の2（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第64条の3（債務の履行の担保）第1項若しくは第4項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(4) 第38条（守秘義務）又は第41条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間
(5) 第15条（接続申込みの承諾）第1項第1号又は第2号に定める事由が発生したとき	その事由が解消されるまでの間
(6) 協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。）。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の30日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。

以下、同じとします。)及び接続停止解除費用(接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。)の概算額を接続の停止までに通知します。

ただし、協定事業者の所在が不明(電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。)であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

- 3 協定事業者は、当社が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。
- 4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに(接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。)解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。
- 5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

(接続の中止)

第50条 当社は、新たな技術的条件により第69条(技術的条件)に規定する従前の技術的条件に代替することが可能となった場合において、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、接続の中止に係る技術的条件の変更届出の1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第50条の2 当社は、第49条(接続の停止)第1項の表中各欄のいずれかに該当するとき又は第61条の2(期限の利益喪失)第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修又は接続用ソフトウェアの開発をいいます。以下、同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

- 2 前項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その工事又は手続き等の停止を速やかに(工事又は手続き等の内容及び規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。)解除します。
- 3 当社は、第1項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実を解消するよう当社から接続申込者に通知して相当な期間を経過してもなおその状態が解消されないときは、その工事又は手続き等を中止することがあります。
- 4 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障

- を及ぼすと認められる事実が発生したときは、第1項又は前項の規定にかかわらず、工事又は手続き等を停止せず、工事又は手続き等中止することがあります。
- 5 接続申込者は、第1項、第3項又は前項の場合において、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係る契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等

(料金等)

第51条 当社が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。

2 当社が設定する料金は、料金表第1表（接続料金）に規定する接続料金とし、網使用料及び網改造料とします。

3 当社が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する工事費又は手続費とします。

4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社は電話ユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料に係る費用を設定します。

(接続料金の区分)

第52条 当社は、別表1（接続により提供する機能）に規定する機能ごとに、接続料金を料金表第1表（接続料金）に規定します。

第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料等の支払義務)

第53条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち月額で定める料金（以下、「定額制の網使用料」といいます。）以外のものをいいます。以下、同じとします。）又は網改造料（この条において、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1－1（網改造料の対象となる機能）第3欄に係る料金をいいます。）（以下、従量制の網使用料と網改造料をあわせて「従量制の網使用料等」といいます。）の支払いを要する協定事業者は、第44条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2（接続形態）第4表（網使用料支払事業者）に規定するところによります。

2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、相互接続通信において利用する第52条（接続料金の区分）に規定する機能ごとに、第57条（従量制の網使用料等の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用料等を支払うことを要します。

3 協定事業者は、従量制の網使用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

(1) 協定事業者が通信時間若しくは通信回数、又は通信量を記録している場合

協定事業者の記録する通信時間若しくは通信回数と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の3又は第15欄イ欄に規定する料金額に基づいて算定した額、又は協定事業者の記録する通信量と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄に規定する料金額に基づいて算定した額

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する暦月（毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの期間とします。）の前12暦月を最長として、その間の通信時間若しくは通信回数、又は通信量の累計をいいます。）に基づいて1日平均の通信時間若しくは通信回数、又は通信量を算出し、その値に算定できなかつた期間の日数を乗じた値と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2

(料金額) 第1欄、第3欄から第4欄の3又は第15欄イ欄に規定する料金額に基づいて算定した額、又は料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第15欄ア欄及びウ欄に規定する料金額に基づいて算定した額

(定額制の網使用料の支払義務)

第53条の2 協定事業者は、第9条(接続により提供する機能)に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更等によりその機能の利用を終了した日の前日までの期間(機能の利用を開始した日とその機能の利用を終了した日が同一である場合は1日とします。)について、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定する定額制の網使用料を支払うことを要します。

2 協定事業者は、前項の期間において次の事由により、機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となることを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が認知した時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。

(1) 当社が電気通信事業を休止したとき。

(2) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(網改造料の支払義務)

第54条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一の月である場合は1月間とします。)に係る料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)に規定する網改造料(料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1(適用)1-1(網改造料の対象となる機能)第3欄に係る網改造料は除きます。以下、この条において同じとします。)の支払いを要します。

(1) 第20条(完成通知)又は第25条(準用)に規定する完成通知に記載した期日

(2) 網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日

2 当該接続に係る電気通信設備が転用されるときは、前項各号に規定する期日を含む月から、転用される期日を含む月の前月までの期間に係る料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)に規定する網改造料の支払いを要します。

3 第27条(当社が行う接続用設備等の更改)の規定に基づき接続用設備等を更改したときは、協定事業者は、第1項の規定に準じて、更改された新たな接続用設備等に係る網改造料の支払いを要します。

4 第27条(当社が行う接続用設備等の更改)又は第27条の2(協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が接続用設備等を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-1の2に規定する網改造料の支払いを要します。

5 第27条の2(協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等)第1項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。)が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-1の3に規定する網改造料の支払いを要します。

- 6 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

第3節 工事費及び手続費の支払義務

（工事費の支払義務）

第55条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条及び次条において同じとします。）は、第28条（その他の工事の請求）に規定する工事の申込みの承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

- 2 協定事業者は、工事の完了前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。

（手続費の支払義務）

第56条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

- (1) 当社が、第64条（請求金額に不都合がある場合の取扱い）第1項に規定する課金照合を行った場合であって、照合の結果、協定事業者が差異の発生原因を有したとき、又は同条第2項に規定する課金照合を行ったとき。
 - (2) 別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、別表2（接続形態）第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が第74条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するとき。
 - (3) その協定事業者が、第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項及び第2項に規定する契約者情報の提供を受けたとき。
 - (4) その協定事業者が、第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項に規定する異動情報の提供を受けたとき。
 - (5) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。
 - (6) 第80条（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち上がった場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
 - (7) 当社が、X i 特定接続契約又は5 G 特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。
- 2 協定事業者は、手続きの停止又は中止（以下、この条において「解除等」といいます。）の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第3節の2 その他の費用の支払義務

（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）

第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の

規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第3号に定める電気通番号を用いる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話ユニバーサルサービス料の料金額は、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料に相当する額とします。

3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話ユニバーサルサービス料」と読み替えるものとします。

（USIMカードの貸与に係る費用の支払義務）

第56条の3 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第25条の6（USIMカードの貸与に係る請求）第2項に規定する契約に基づき、USIMカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）に規定するUSIMカードの貸与に係る費用の支払いを要します。

（業務支援システムの利用に係る費用の支払義務）

第56条の4 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第25条の5（業務支援システムの利用に関する申込み）第2項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に関する申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは料金表第3表（その他の費用）第2（業務支援システムの利用に係る費用）に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第56条の5 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第3号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。

3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話リレーサービス料」と読み替えるものとします。

（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）

第56条の6 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してブロードバンドユニバーサルサー

ビス料の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するブロードバンドユニバーサルサービス料の料金額は、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料に相当する額とし、当社が別に定める方法により算出いたします。
- 3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第3項を準用することとします。

第4節 料金の計算及び支払い

（従量制の網使用料等の計算方法）

第57条 当社は、従量制の網使用料等は暦月に従って、毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの間に終了した通信について、次条により測定する通信時間又は通信回数の累積と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の3又は第15欄イ欄の規定により計算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信量は暦月に従って、次条により測定する通信量の累積と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄の規定により計算します。

（通信時間の測定等）

第58条 通信時間は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点から起算し、当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

- 2 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社の電気通信設備が移動無線装置から着信完了を示す信号を受信した時点をもととし、当社の機器により測定します。
- 3 前2項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信時間若しくは通信回数、又は通信量の測定を行いません。
 - (1) 試験用の通信（当社又は協定事業者の設定した試験番号に係る通信に限ります。）
 - (2) 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した通信

- 4 通信量は、当社の電気通信設備が受信したデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）の情報量とし、当社の機器により測定します。

（定額制の網使用料及び網改造料並びに電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料の計算方法）

第59条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びに電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。

- 2 当社は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項若しくは第2項、第54条（網改造料の支払義務）第6項、第56条の2（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）第1項及び第3項又は第56条の5（電話リレーサービス料の支払義務）第1項及び第3項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料（特定接続契約者（IMS接続）回線管理機能に係る料金を除く）、網改造料、電話ユニバーサルサービス料又は電話リレーサービス料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項、第54条（網改造料の支払義務）第6項、第56条の2（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）第3項及び第56条の5（電話リレーサービス料の支払義務）第3項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(料金等の支払い)

第60条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手数料、割増金、延滞利息、電話ユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。

ただし、第62条のただし書きに規定する料金額の適用が見込まれるときその他料金等の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(支払いの留保)

第60条の2 当社は、協定事業者が第49条（接続の停止）第1項の表中第1欄、第2欄、第3欄又は第6欄に該当するときは、当社がその協定事業者に対し対象接続（対象接続のみに関し負担すべき金額の支払いを留保することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）に関し負担すべき金額の支払いを留保することがあります。

2 当社は、前項の規定により支払いの留保をするときは、協定事業者に対して書面によりその理由をあらかじめ通知します。

ただし、協定事業者の所在が不明であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 第1項の規定により支払いの留保をした場合において、その支払いの留保の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その支払いの留保をしていた負担すべき金額を速やかに支払うこととします。この場合において、当社は、支払いの留保をしていた協定事業者に対し負担すべき金額には利息を付さないものとします。

(料金の一括後払い)

第61条 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ協定事業者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うよう請求することがあります。

(期限の利益喪失)

第61条の2 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき（第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。）は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) 接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。

(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) 接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

- (4) 接続申込者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) 接続申込者の所在が不明であるとき。
 - (6) 接続申込者について電気通信事業の登録が取消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）。
 - (7) 接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
 - (8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。
 - (9) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、接続申込者がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。
- 2 当社は、前項の規定により接続申込者が当社に対して直ちに弁済しなければならぬ債務に、前払金（接続申込者が期限の利益を失ったときに協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべきもの（第54条（網改造料の支払義務）第4項又は第5項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料並びに当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）に限るものとし、当社が計算して接続申込者に請求するものとし、）を含めることができるものとし、）を含めるものとします。

（接続料金の実績に基づく精算）

第61条の3 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第7欄、第7欄の2、第9欄及び第9欄の2に規定する料金額について、その事業年度の原価及び需要の実績（以下、「当年度実績」という）を把握したときは、当該料金額と当年度実績によって算定した精算のための料金額との差額に、当該年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（接続料金の遡及適用）

第62条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

ただし、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第7欄、第7欄の2、第9欄及び第9欄の2に規定する料金額については、除きます。

第5節 債権譲渡

（債権譲渡）

第63条 当社は、第44条（接続形態）に規定する接続形態のうち当社及び協定事業者が第73条（利用者料金の設定）の規定により利用者料金（通信料に限ります。以下、この章において同じとします。）を設定する通信について、協定事業者が第74条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するときは、当社の役務提供区間に係る契約者が支払うべき料金の債権をその協定事業者に譲渡することとします。

第6節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

（請求金額に不符合がある場合の取扱い）

第64条 当社は、当社の請求する網使用料等について、協定事業者からその記録する課金資料とに差異が生じた旨の申し出があった場合には、協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項により課金照合を行うこととします。

- 2 当社は、協定事業者から支払いの請求を受けた網使用料等について、当社が記録する課金資料と差異が生じ当社から協定事業者に課金照合を請求した場合であって、その協定事業者が課金照合をすることができないため当社に対し課金照合の実施を依頼する回答を得た場合には、当社において課金照合を行うこととし

ます。

- 3 当社は、課金照合により一方の記録する課金資料に誤りがあったことが判明した場合には、他方の記録する課金資料を正当なものとみなして取扱い、原因が判明しない場合には、協定事業者と協議の上、網使用料等の額を決定することとします。

第6節の2 債務の履行の担保

(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)

第64条の2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

- 2 接続申込者が、前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できない場合（前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。）又は前項に規定する協議に応じない場合（次条第1項第6号に該当する場合を除きます。）は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等（当社が承認した者に限ります。以下、同じとします。）の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内（次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。）で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。
- 3 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

(債務の履行の担保)

第64条の3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき
 - (2) 第61条の2（期限の利益喪失）第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき
 - (3) 直近の決算において債務超過であるとき
 - (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき（ただし、その接続申込者が、支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。）
 - (5) 第39条の2（情報の提出）第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
 - (6) 前条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第2項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき
 - (7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき
- 2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）とします。
 - (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額

- の4ヶ月分に相当する額（接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。）
- (2) 協定が消滅するとした場合に、第54条（網改造料の支払義務）第4項又は第5項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。）
- 3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額並びに個別契約に基づく負担額（前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下、この項において「工事費等」といいます。）について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。
- 4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。）に相当する額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。
- 5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に扱うものとします。
- 6 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

第7節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第65条 協定事業者は、料金等（この条において割増金及び延滞利息を除きます。）の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第65条の2 削除

（延滞利息）

第66条 協定事業者は、料金等（この条において延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第8節 債権譲受

（債権譲受）

第67条 当社は、第44条（接続形態）に規定する接続形態のうち当社及び協定事業

者が第73条（利用者料金の設定）の規定により利用者料金を設定する通信について、当社が第74条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するときは、協定事業者の役務提供区間に係る契約者が支払うべき料金の債権をその協定事業者より、譲り受けることとします。

第9節 端数処理

（端数処理）

第68条 当社は、料金等その他の計算において、別に定める場合を除きその計算結果に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てます。

第11章 技術的条件

(技術的条件)

第69条 当社は、第5条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第70条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由により自己の契約約款で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、協定事業者が自ら調達した移動無線装置により当社の電気通信設備に不具合が生じた場合には、その不具合により当社に発生した損害額（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）の負担について協議するものとします。

(解除等の場合の取扱い)

第71条 当社又は協定事業者は、協定が解除された場合若しくは消滅した場合又は接続の廃止若しくは取止めに係る協定の変更があった場合には、その原因を有する相手方に対し、解除若しくは消滅又は協定の変更により発生した損害額（新たに発生する費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係る契約の規定により算定するときは、その額とします。）を含みます。）の支払いを請求できるものとします。

2 前項の規定は、当社又は協定事業者が協定に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。

(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)

第71条の2 当社は、協定事業者から予め提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合において、当社の指定電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、協定事業者にその過不足の調整に必要な費用の負担を請求することができるものとします。ただし、当該乖離が協定事業者の責めに帰することができない事情により発生した場合には、この限りではありません。

(免責)

第72条 当社は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

2 当社は、この約款又は協定に基づく変更（接続の廃止又は取止めに係る変更は除きます。）により協定事業者の電気通信設備又は当社の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア（以下、この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。）の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

3 当社は、第50条（接続の中止）に規定する接続の中止により、当社又は協定事業者の電気通信設備の改造等を要することになる場合であっても、相手方の電気通信設備の改造等に要する費用について相互に負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

第13章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の設定)

第73条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金（通信料に限ります。以下、この章において同じとします。）には、役務区間合算料金又は役務区間単位料金があります。

2 利用者料金を設定する電気通信事業者は、第44条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2（接続形態）第2表（利用者料金設定事業者）に掲げるとおりとします。

(利用者料金の請求)

第74条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その料金債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、第44条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2（接続形態）第3表（利用者料金請求事業者）に掲げるとおりとします。

(ローミング等に係る特例)

第75条 第44条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款に従ってその通信に係る債権を他の携帯電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

(利用者料金の課金)

第76条 第74条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは自己の役務提供区間の通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。ただし、別表2（接続形態）に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

(利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)

第77条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。

ただし、第44条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者が行うことを要します。

2 当社又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社は、故障修理の請求等の対応に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

(当社の契約者回線等の提供条件)

第78条 当社の契約者回線から発信する通信について協定事業者の電気通信設備への接続の可否、協定事業者の電気通信設備から接続する通信の当社の契約者回線への着信の可否は、技術的条件集に定めるところによります。

第14章 当社の通信用建物等における取扱い

(当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い)

第79条 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合において、接続申込者が当社の通信用建物等に設置可能な設備は、回線終端装置及びその他付随設備等（当社が技術的、経済的等の観点から当社の通信用建物等に設置することが適切であると判断した電気通信設備に限ります。）とします。

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)

第80条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第13の書面により立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知することを要します。

3 当社は、特別の事情がない限り、前項の通知がなされた日から2営業日以内に別表3（様式）様式第14の書面により承諾（承諾を行わない場合は、書面によるその理由の通知）を行います。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の保守のための立入りであつて、その保守が接続に必要な装置等の故障を修理するために行われる場合その他緊急やむを得ない場合は、第2項の通知は、その立入りを行おうとする日に行うことができるものとし、当社は、特別の事情がない限り、前項の承諾を行います。

(工事等の制限)

第81条 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付することがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は事業法施行規則第55条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。
- (4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があつたとき。
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙が行われるとき。
- (6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。
- (7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。
- (8) 前3号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。

第15章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第82条 当社は、協定事業者（別表2（接続形態）において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）から、お客様情報照会書によりX iサービス、5 Gサービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下、この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者に通知します。

- (1) 対象契約者がその協定事業者の契約者及び契約の申込みをした者（以下、この条において「契約者等」とします。）であること。
 - (2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。
 - (3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることについて、対象契約者の同意を書面により得ていること。
 - (4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令等を遵守すること。
 - (5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。
- 2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、X iサービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。
- 3 当社は、協定事業者からX iサービス、5 Gサービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第1項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を電子ファイルにより提供します。ただし、この場合において第1項第1号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第1項第2号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。
- (1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、電子ファイル（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り）により提供すること。
 - (2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。
- 4 当社は、契約者情報及び異動情報の提供にあたって必要であると判断したときは、その協定事業者にその契約者等の同意書の提出を求めることがあります。
- 5 情報提供にあたり、契約者等から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。
- 6 契約者情報及び異動情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定める国際電話利用契約者情報の提供に関する事業者間確認事項に規定します。

第82条の2 削除

(様式)

第83条 この約款の規定に基づく協定事業者（接続申込者を含みます。）からの申込み及びその申込みに対する当社からの回答は、別表3（様式）に規定する様式によるものとします。

ただし、別表3（様式）に様式の定めがないものについては、協定事業者は、当社が別に指定する方法により申し込むことができます。

(承諾の限界)

第84条 当社は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(双務的条件)

第85条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第8条（当社の接続対象地域）、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第24条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第26条（瑕疵）、第32条（協定上の地位の移転又は承継）、第36条（当社が行う協定の解除）、第40条の2（特定電子メールの取扱い）、第42条（協定事業者の切分責任）、第43条の2（第三者への債権譲渡等）、第45条（相互接続通信の切断）、第48条（接続の一時中断）、第49条（接続の停止）、第50条（接続の中止）、第50条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第60条の2（支払いの留保）、第61条（料金の一括後払い）、第61条の2（期限の利益喪失）、第65条（割増金）、第66条（延滞利息）、第71条の2（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第72条（免責）、第84条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第8条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た提供区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第12条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。

(協議が調わない場合の取扱い)

第86条 当社及び接続申込者は、協議が調わない場合には、事業法第154条第1項若しくは第157条第1項に規定するあっせん又は同法第155条第1項若しくは第157条第3項に規定する仲裁により解決を図ることができるものとします。

2 当社は、前項の場合において、接続申込者が事業法第155条第1項若しくは第157条第3項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由がある場合に限り、その申請に同意することとします。

(接続に係る管理方針)

第86条の2 当社は、当社の指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと
- (2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

(接続協議等に関する情報等の提供)

第87条 当社は、接続協議等に関する情報、X i サービス又は5 Gサービスの営業区域に関する情報、並びに料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第4欄及び第6欄に規定する機能の利用にあたって支払いが必要となる費用の見込みの額に係る情報をインターネットホームページ等において掲示します。

- 2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第25条の4(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第25条の5(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用、第25条の6(U S I Mカードの貸与に係る請求)に規定するU S I Mカードの貸与に係る請求に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

- 3 前2項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、以下の情報について、当社の事務取扱所において、提供するものとします。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

- (1) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第1欄、第3欄、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額(ただし、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2については、第61条の3(接続料金の実績に基づく精算)に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る)、及び料金表第3表(その他の費用)第1(U S I Mカードの貸与に係る費用)1(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報
- (2) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第1欄、第3欄、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額(ただし、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2については、第61条の3(接続料金の実績に基づく精算)に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る)、及び料金表第3表(その他の費用)第1(U S I Mカードの貸与に係る費用)1(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)に規定する費用の額について、原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報(なお、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報は、毎事業年度経過後6ヶ月を経過する日から提供します。)
- (3) 第61条の3(接続料金の実績に基づく精算)に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報
- (4) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第7欄、第7欄の

2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、その予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）に関する情報

- 4 前3項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はU S I Mカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者へ通知することとします。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

- 1 第53条（従量制の網使用料等の支払義務）から第56条の4（業務支援システムの利用に係る費用の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 2 当社は、災害が発生したときは、特定端末系事業者の公衆電話から発信する通信について、第53条（従量制の網使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、臨時に、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第4欄、第4欄の2ア欄、及び第15欄ア欄に規定する料金額を減免する場合があります。

第1表 接続料金
 第1 網使用料
 1 適用

区 分	内 容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、協定事業者との接続に係る相互接続通信に適用します。
(2) 当社が利用者料金の額を設定する接続形態に係る網使用料の適用	別表2（接続形態）において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。（ただし、iモード移動無線装置パッケージ接続装置機能に係る料金についてはこの限りではありません。）
(3) 通話モード接続機能に係る料金の適用	通話モード接続機能に係る料金については、2（料金額）(1)の料金額を適用します。
(4) 削除	—————
(5) ショートメッセージ通信モード接続機能に係る料金の適用	ショートメッセージ通信モード接続機能に係る料金については、2（料金額）(3)の料金額を適用します。
(6) 衛星電話接続機能（ワイドスター）に係る料金の適用	衛星電話接続機能（ワイドスター）に係る料金については、2（料金額）(4)の料金額を適用します。
(6)の2 衛星電話接続機能（ワイドスターⅢ）に係る料金の適用	衛星電話接続機能（ワイドスターⅢ）に係る料金については、2（料金額）(4)の2の料金額を適用します。
(6)の3 衛星直接通信接続機能に係る料金の適用	衛星直接通信接続機能に係る料金については、2（料金額）(4)の3の料金額を適用します。
(7) 削除	—————
(8) 削除	—————
(9) X i 直取パッケージ接続機能に係る料金の適用	X i 直取パッケージ接続機能に係る料金については、2（料金額）(7)の料金額を適用します。
(9)の2 5 G直取パッケージ接続機能に係る料金の適用	5 G直取パッケージ接続機能に係る料金については、2（料金額）(7)の2の料金額を適用します。

(10) 削除	_____
(11) X i 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の料金額を適用します。 （ただし、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能を利用する場合を除く）
(11)の2 5 G 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	5 G 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の2の料金額を適用します。 （ただし、5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能を利用する場合を除く）
(11)の3 削除	_____
(11)の4 X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の4の料金額を適用します。
(11)の5 5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金の適用	5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の5の料金額を適用します。
(12) 削除	_____
(13) 削除	_____
(14) 削除	_____
(15) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(13)の料金額を適用します。
(15)の2 5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用	5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(14)の料金額を適用します。
(16) 削除	_____
(17) 付加機能接続機能に係る料金の適用	この料金表の規定にかかわらず、別表1（接続により提供する機能）の1－4に規定する付加機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。
(18) 適用する機能の組	X i 直収パケット接続機能及びX i 特定接続契約者回線

み合わせ	管理機能、5G直取パケット接続機能及び5G特定接続契約者回線管理機能は、第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)表中第4欄、又は同表中第4欄及び第6欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。
(19) IMS接続機能に係る料金の適用	IMS接続に係る料金については、2(料金額)(15)の料金額を適用します。
(20) 特定接続契約者(IMS接続)回線管理機能に係る料金の適用	特定接続契約者(IMS接続)回線管理機能に係る料金については、2(料金額)(16)の料金額を適用します。

2 料金額

区 分		単 位	料金額	備考	
(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.043892円	—	
(2) 削除		—	—	—	
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	0.25967円	—	
(4) 衛星電話接続機能（ワイドスター）		1 秒ごとに	3.51094円	—	
(4)の2 衛星 電話接続機 能（ワイド スターⅢ）	ア 通話モード接続機能	1 秒ごとに	3.48506円	—	
	イ ショートメッセージ通信 モード接続機能	1 通信ごとに	0.25967円	—	
(4)の3 衛星 直接通信接 続機能	イ ショートメッセージ通信 モード接続機能	1 通信ごとに	0.25967円	—	
(5) 削除		—	—	—	
(6) 削除		—	—	—	
(7) X i 直取 パケット接 続機能	ア GTP 接続	令和8年4月1日か ら令和9年3月31日 まで適用する料金	(ア) 10Mb/sの もの	109,311円	月額
			(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/ sごとに	10,931円	月額
		令和9年4月1日か ら令和10年3月31日 まで適用する料金	(ア) 10Mb/sの もの	101,040円	月額
			(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/ sごとに	10,104円	月額
		令和10年4月1日か ら令和11年3月31日 まで適用する料金	(ア) 10Mb/sの もの	94,880円	月額
			(イ) 10Mb/sを 超える1.0Mb/ sごとに	9,488円	月額
	イ 削除				

(7)の2 5G直収パケット接続機能	GTP接続	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	109,311円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,931円	月額
		令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	101,040円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,104円	月額
		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	94,880円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	9,488円	月額
(8) 削除			—	—	—
(9) Xi 特定接続契約者回線管理機能		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	63円	月額
		令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	60円	月額
		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	57円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	63円	月額
		令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	60円	月額
		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	57円	月額

(9)の3 削除		—	—	
(9)の4 X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	65円	月額	
(9)の5 5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	65円	月額	
(10) 削除		—	—	
(11) 削除		—	—	
(12) 削除		—	—	
(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	7円	月額	
(14) 5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	7円	月額	
(15) I M S 接続機能	ア 通話モード接続機能	1 GBごとに	2,815円	—
	イ ショートメッセージ通信モード接続機能（S M S in M M E）	1 通ごとに	0.25666円	—
	ウ ショートメッセージ通信モード接続機能（S M S over I P）	1 GBごとに	432円	—
(16) 特定接続契約者（I M S 接続）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	25円	月額	

第2 網改造料

1 適用

区 分	内 容
(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、1-1（網改造料の対象となる機能）に掲げる機能に適用します。
(2) 網改造料の按分	網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）第1欄、第4欄、及び第9欄に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1) 関門交換機接続用伝送路設備等利用機能	—
(2) 0AB0発信課金接続機能	当社の利用者から発信する0AB0番号又は1XY番号（当社が別に定めるものに限ります。）への通信について、利用者料金の課金を行う機能
(3) 特定端末系事業者接続用伝送装置等利用機能	当社と特定端末系事業者との接続において当社が利用する特定端末系事業者の回線対応部専用機能（以下、「トランクポート等機能」といいます。）を協定事業者（特定端末系事業者を含みます。）が利用して当社と接続を行う機能
(4) 直取パケット接続装置機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行うために必要な接続装置を利用する機能
(5) 削除	—
(6) XiGTP接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第7欄ア欄又は第7欄の2に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定され

	る当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直取パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能	
(7) 00XY発信課金接続機能	当社の利用者から発信する00XY番号への通信について、利用者料金の課金を行う機能	—
(8) IMEI通知機能	第2（網改造料）第1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）表中第5欄に規定する機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置のIMEIをその協定事業者の電気通信設備との間の直取パケット交換機を介した通信において通知する機能	—
(9) 契約者異動情報提供機能	第2（網改造料）第2（手続きの額）2-1（手続き）表中第4欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能	—
(10) Diameterアプリケーション利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第15欄に規定する機能を利用するにあたり必要となる当社の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との間の移動管理装置を介した通信の経路設定等の処理を行う機能	—

2 料金額

網改造料は、次により算定します。

2-1 算出式

1-1 (網改造料の対象となる機能) 第3欄に掲げる機能以外の料金額

項目	内 容
年額料金	<p>年額料金＝(1) 本体設備使用料＋(2) 土地建物使用料</p> <p>(1) 本体設備使用料＝減価償却費＋設備管理費</p> <p>(2) 土地建物使用料＝①土地使用料＋②建物使用料</p> <p>① 土地使用料＝設備管理費</p> <p>② 建物使用料＝減価償却費＋設備管理費</p> <p>ただし、第27条の2(協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。</p> <p>料金額＝当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金×12</p>
減価償却費	<p>減価償却費は次の算出式により算定します。</p> <p>減価償却費＝当該設備の創設費／法定耐用年数</p> <p>ア 上記の算出式にかかわらず、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、上記に定める減価償却費の支払いを要しません。</p> <p>イ 当該設備の創設費は次の算出式により算定します。</p> <p>当該設備の創設費＝(物品費＋取付費)×(1＋諸掛費率)</p> <p>ただし、(2)②の当該建物の創設費は、上記算出にかかわらず、当該建物に係る建設費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。</p> <p>ウ 諸掛費率は2-2によります。</p>
設備管理費	<p>設備管理費は次の算出式により算定します。</p> <p>設備管理費＝当該設備の創設費×設備管理費率</p> <p>ア 当該設備の創設費については、減価償却費に係る欄のイの算出式によります。</p> <p>ただし、(2)①の当該土地の創設費は、減価償却費に係る欄のイの算出式にかかわらず、当該土地に係る購入費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。</p> <p>イ 設備管理費率は2-2によります。</p>
月額料金	<p>当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。</p>

2-1の2 接続用設備等を更改又は利用中止する場合の料金額

第27条（当社が行う接続用設備等の更改）又は第27条の2（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が接続用設備等を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が接続用設備等を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費

(ア) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高 = 当該設備の創設費 × 法定耐用年数残存期間比率

① 当該設備の創設費は、2-1算出式の減価償却費に係る欄の算出式によります。（2-1の2（接続用設備等を更改又は利用中止する場合の料金額）において同じとします。）

② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数
（当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下、同じとします。） / （法定耐用年数 × 12）

ただし、未償却残高は、当該設備を利用中止した期日を含む月の翌月から、当該設備が撤去される期日を含む月までの間の減価償却費を含みます。

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2-3（2-2に適用する作業単金）に規定する作業単金を適用します。

撤去工事費 = 作業単金 × 作業時間

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = 撤去工事費

撤去工事費は、上記ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

(2) 当社が接続用設備等を転用する場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額

ア 未償却残高は、上記(1)ア(ア)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = 当該設備の創設費 - 当該設備の償却累計額

2-1の3 複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第27条の2（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等（法定耐用年数を経過していないものに限り）について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数経過までの月数

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分				内容	
諸掛費率				0.088	
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	0.140	
			イ 伝送路設備等に係るもの	0.052	
		法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	0.119	
			イ 伝送路設備等に係るもの	0.030	
	ハードウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	0.145	
			イ 伝送路設備等に係るもの	0.057	
		法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	0.119	
			イ 伝送路設備等に係るもの	0.030	
	土地				0.058
	通信用建物				0.028

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 実費の適用	2（工事費の額）2－1に掲げる工事費の額は、2－2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2－3に規定する作業単金を適用するものとします。第28条の3（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。										
(2) 工事費の按分	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2－1第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。										
(3) 工事費の適用時間帯	<p data-bbox="560 864 1318 934">ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="587 947 1291 1404"> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 947 815 1016">平日昼間</td> <td data-bbox="815 947 1291 1016">9時30分から18時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1016 815 1122">平日夜間</td> <td data-bbox="815 1016 1291 1122">5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1122 815 1227">平日深夜</td> <td data-bbox="815 1122 1291 1227">0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1227 815 1296">土日祝日昼夜間</td> <td data-bbox="815 1227 1291 1296">5時から22時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1296 815 1404">土日祝日深夜</td> <td data-bbox="815 1296 1291 1404">0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="560 1426 1318 1496">イ 2（工事費の額）2－1第3欄イに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p>	平日昼間	9時30分から18時までの間	平日夜間	5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間	平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間
平日昼間	9時30分から18時までの間										
平日夜間	5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間										
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間										
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間										
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間										

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単位	工事費の額	備 考	
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごとに	1 (適用) 第1欄のとおり	—	
(2) 削除	—	—	—	—	
(3) 直取パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る	アイ以外の場合	1 工事ごとに	1 (適用) 第1欄のとおり	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1 (適用) 第1欄のとおりとします。
	IPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	15,587円	

2-2 算出式

$$\text{工事費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$$

2-3 2-2に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人あたり1時間ごとに	6,235円
平日夜間	一人あたり1時間ごとに	7,107円
平日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,290円
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,480円
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,663円

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1) 実費の適用	2 (手続費の額) 2-2 (2-1以外の手続費)に掲げる手続費の額は、2-3 (算出式)に規定する算出式により算定する実費とします。この場合においては、第1 (工事費) 2 (工事費の額) 2-3 (2-2に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。当社が提示した手続費の概算額を協定事業者が承諾した後に、作業単金に変更された場合は、その手続費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします(2 (手続費の額) 2-1 (手続費)第5欄に規定する手続費についても同様とします)。
(2) 手続費の適用時間帯	ア 2 (手続費の額)に掲げる手続費の適用時間帯については、第1 (工事費) 1 (適用)第3欄アに規定する表のとおりとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1) 料金回収 手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	当社が回収する利用者料金額ごとに	3.4%	—
(2) 債権譲受 手続費	第67条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に係る契約者が支払うべき料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	当社が回収する協定事業者の役務提供区間に係る利用者料金額ごとに	3.4%	—
(3) お客様情報照会書作成 手続費	第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項及び第2項の規定により、当社の契約者の契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	400円	—
(4) 契約者異動情報提供 手続費	第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する場合の手続きに要する費用	1ファイルごとに	10,000円	—
(5) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1（工事費）2（工事費の額）2-3（2-2に適用する作業単金）に規定する作業単金に立会い	—

			に要する時間を乗じて得た額	
(6) 削除	—	—	—	—
(7) X i 特定 接続契約者 回線登録手 続費	X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1 回線ごとに	1,800円	—
(8) 5 G 特定 接続契約者 回線登録手 続費	5 G 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1 回線ごとに	1,800円	—

2-2 2-1 以外の手数料

区 分		単 位	備 考
(1) 課金照合 費	協定事業者の請求により課金照合を行う場合に要する費用	1 件ごとに	—
(2) 自前工事 調整等作業 費	接続事業者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他の作業に要する費用	1 件ごとに	—
(3) 削除	—	—	—
(4) X i 特定 接続契約者 回線登録情 報変更手続 費	X i 特定接続契約に係る契約者回線の登録情報を変更(X i 特定接続契約者回線の X i サービス契約約款に基づく契約の解除に係る手続きを除く)するための手続きに要する費用	1 件ごとに	—
(5) 5 G 特定 接続契約者 回線登録情 報変更手続 費	5 G 特定接続契約に係る契約者回線の登録情報を変更(5 G 特定接続契約者回線の 5 G サービス契約約款に基づく契約の解除に係る手続きを除く)するための手続きに要する費用	1 件ごとに	—

2-3 算出式

$\text{手数料} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$

第3表 その他の費用

第1 USIMカードの貸与に係る費用

1 USIMカードの貸与に係る費用の額

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
USIM カードの 貸与に係 る費用	USIMカード の貸与に係る請 求をし、当社が承 諾したときに要 する費用	1枚ご とに	Pl u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	225円	X i 特定接続契 約、5 G 特定接続 契約での利用が可 能です。

第2 業務支援システムの利用に係る費用

1 業務支援システムの利用に係る費用の額

区 分		単 位	費用の額	備 考
業務支援システム	ア イ以外のもの	1セットごとに	7,000円	月額 USIMカードアダプタを利用する場合は、左欄と併せて、100円の支払いを要します。
	イ 他システムのファイル更新機能を有するもの	1セットごとに	9,000円	月額 USIMカードアダプタを利用する場合は、左欄と併せて、100円の支払いを要します。
プリンタ		1台ごとに	3,000円	月額
ネットワーク回線	ア 主回線	1拠点ごとに	7,500円	月額
	イ 副回線	1拠点ごとに	3,150円	月額

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

区 分	内 容	備 考
通話モード接続機能	当社のX i サービス契約者回線又は5 Gサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能	—
削除	—————	—
ショートメッセージ通信モード接続機能	当社のX i サービス契約者回線又は5 Gサービス契約者回線とのショートメッセージ通信モードによる通信を行う機能	—
衛星電話接続機能 (ワイドスター)	当社のワイドスター通信サービス契約者回線との通信を行う機能	—
衛星電話接続機能 (ワイドスターⅢ)	当社のワイドスターⅢ通信サービス契約者回線との通信を行う機能	—
衛星直接通信接続機能	当社のX i サービス契約者回線又は5 Gサービス契約者回線との衛星直接通信サービスによる通信を行う機能	—
削除	—————	—
削除	—————	—
削除	—————	—
削除	—————	—
削除	—————	—
X i 直取パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（X i 特定接続契約者又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸X i 契約に係る利用者に限ります。）が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行う機能	—
5 G直取パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（5 G特定接続契約者又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸5 G契約に係る利用者に限ります。）が指定する移動無	—

	線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	
削除	—————	—
X i 特定接続契約者回線管理機能	X i 直収パケット接続機能を利用する X i 特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
5 G 特定接続契約者回線管理機能	5 G 直収パケット接続機能を利用する 5 G 特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
00XY自動付与機能	当社の交換設備において、協定事業者と接続するために、仮想携帯電話事業者が利用する事業者識別番号（番号規則別表第10号に規定する電気通信番号に限る。）を識別等する機能	—
削除	—————	—
X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能	00XY自動付与機能を利用する X i 特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能	00XY自動付与機能を利用する 5 G 特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
削除	—————	—
I M S 接続機能	電気通信番号使用計画の認定を受ける仮想携帯電話通信事業者の音声呼の制御に必要な設備（I M S 又はこれに相当する設備）、ショートメッセージの制御に必要な設備（S M S C 又はこれに相当する設備）、及び利用者情報の管理・認証に必要な設備（H S S 又はこれに相当する設備）と当社の電気通信設備との間で連携を行う機能	—
特定接続契約者（I M S 接続）回線管理機能	I M S 接続機能を利用する X i 特定接続契約者（I M S 接続）回線又は 5 G 特定接続契約者（I M S 接続）回線に係る情報の管理等を行う機能	—

1-2 付加接続機能

区 分	内 容	備 考
削除	—————	—
削除	—————	—
X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がX i 特定接続契約者回線管理機能又はX i 特定接続契約者（音声）回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なX i 特定接続契約者回線に係る通信時間、通信回数又はパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—
5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社が5 G 特定接続契約者回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要な5 G 特定接続契約者回線に係る通信時間、通信回数又はパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—
削除	—————	—

1-3 個別占有的接続機能

区 分	内 容	備 考
網改造料の対象となる機能	料金表 第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）に規定する機能	料金表 第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第1欄に掲げる機能については、当社が承諾した場合に限り、提供するものとします。

1-4 付加機能接続機能

区 分	内 容	備 考
X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表2に規定します。

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																														
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－3表で規定する発信事業者はこの限りではありません。）</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－3表で規定する着信事業者はこの限りではありません。）</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>NTT地</td> <td>特定端末系事業者</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者</td> </tr> <tr> <td>ISP</td> <td>直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>IP</td> <td>IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－3表で規定する発信事業者はこの限りではありません。）	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－3表で規定する着信事業者はこの限りではありません。）	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）	NTT地	特定端末系事業者	地域	端末系事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	専用	専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者	ISP	直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）	IP	IP電話事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
用 語	意 味																														
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－3表で規定する発信事業者はこの限りではありません。）																														
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－3表で規定する着信事業者はこの限りではありません。）																														
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）																														
NTT地	特定端末系事業者																														
地域	端末系事業者																														
中継	中継事業者																														
国際	国際系事業者																														
携帯	携帯電話事業者																														
PHS	PHS事業者																														
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																														
専用	専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者																														
ISP	直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）																														
IP	IP電話事業者																														
MVNO	仮想携帯電話事業者																														
(2) 表の適用	<p>本表において接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者（2－2表においては、同一事業者を複数経由する場合も含みます。）を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第11節 対移動体事業者（SMS）インタフェース、第12節 対移動体事業者（IP）インタフェース、及び第13節 対地域／国際事業者（IP）インタフェースで接続する場合の接続形態は2－3表に規定します。2－3表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします（IMS接続機能を活用して音声接続等を行う仮想携帯電話通信事業者を含む。）。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(a)</td> <td>第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(b)</td> <td>当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(c)</td> <td>協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(d)</td> <td>当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> </tbody> </table>	記 号	意 味	(a)	第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信	(b)	当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信	(c)	協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信	(d)	当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																				
記 号	意 味																														
(a)	第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信																														
(b)	当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信																														
(c)	協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信																														
(d)	当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																														

2-1 : 当社が利用者料金設定を行う接続形態

NO.	第1表					第2表					第3表				適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者					
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者		
1-1-1	当社					携帯	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-1-2	当社	携帯(1)				携帯(2)	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
1-2-1	当社	NTT地				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-2-2	当社	NTT地	中継			地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-2-3	当社	NTT地(1)	中継	NTT地(2)		地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-2-4	当社	専用				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
1-2-5	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
1-3-1	当社					NTT地(着)	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-3-2	当社	NTT地	中継			NTT地(着)	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-4-1	当社	NTT地				PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-4-3	当社	NTT地(1)	中継	NTT地(2)		PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-4-4	当社					PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-6-1	当社					IP	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-6-2	当社	NTT地				IP	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-6-3	当社	NTT地	中継			IP	発信-着信	当社			発信-着信	当社			(a)	
1-7-1	当社(発)	携帯				当社(着)	発信-着信	当社(発)			発信-着信	当社(発)			(a)	
2-1-1	地域					当社	発信-着信	当社			発信-着信	地域				
2-1-2	地域					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-1-4	地域	NTT地				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-1-7	地域	中継	NTT地			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				

別2-3

NO.	第1表						第2表				第3表				適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者					
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者		
2-1-10	地域	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-2-2	NTT地(発)					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-2-5	NTT地(発)	中継	NTT地			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-4-1	IP					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-4-2	IP					当社	発信-着信	当社			発信-着信	IP				
2-4-3	IP	NTT地				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-4-4	IP	NTT地				当社	発信-着信	当社			発信-着信	IP				
2-4-5	IP	中継	NTT地			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
2-4-7	IP	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社				
3-2-2	当社					地域	発信	当社	着信	地域	発信-着信	当社			(b)	
3-2-4	当社	NTT地				地域	発信	当社	発信以外	地域	発信	当社	発信以外	地域	(a)	
3-2-5	当社	専用				地域	発信	当社	発信以外	地域	発信	当社	発信以外	地域		
3-2-6	当社	地域				NTT地(着)	発信	当社	発信以外	地域	発信-着信	当社			(b)	
3-2-7	当社	地域	中継			NTT地(着)	発信	当社	発信以外	地域	発信-着信	当社			(b)	
3-6-1	当社					ISP	発信	当社	着信	ISP	発信	当社	着信	ISP		
3-6-2	当社	NTT地				ISP	発信	当社	発信以外	ISP	発信	当社	発信以外	ISP	(a)	
3-6-3	当社	専用				ISP	発信	当社	発信以外	ISP	発信	当社	発信以外	ISP		

2-2 : 当社以外が利用者料金設定を行う接続形態

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料 支払 事業者		
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
A-1-1	当社				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する呼に限る
A-1-2	当社	中継			地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する呼に限る
A-1-3	当社	中継			地域	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する呼に限る
A-1-4	当社	NTT地			地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する呼に限る
A-1-5	当社	NTT地			地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-1-6	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する呼に限る
A-1-7	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する呼に限る
A-1-8	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-1-9	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する呼に限る
A-1-10	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する呼に限る
A-1-11	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-1-12	当社				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-13	当社				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社及び地域			地域	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-14	当社	NTT地			地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-15	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-16	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-17	当社	中継			地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する呼に限る
A-1-18	当社	中継			地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-19	当社				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(d)	00XY発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-1-20	当社	NTT地	中継		地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者						
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
A-1-23	当社	中継			地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-2-1	当社				NTT地(着)	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-2-2	当社				NTT地(着)	発信-着信	SCP			発信-着信	NTT地(着)			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-2-3	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する呼に限る
A-2-4	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	NTT地(着)			中継		着信者に課金する呼に限る
A-2-5	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-2-6	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-2-7	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する呼に限る
A-2-8	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する呼に限る
A-2-9	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する呼に限る
A-2-10	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-2-11	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	NTT地(着)			中継		着信者に課金する呼に限る
A-2-12	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	NTT地			発信-着信	当社			NTT地		電報呼に限る
A-2-13	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-2-14	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する呼に限る
A-2-15	当社				NTT地(着)	発信-着信	NTT地(着)			発信-着信	当社			NTT地(着)		電報呼に限る
A-2-16	当社				NTT地(着)	発信-着信	NTT地(着)			発信-着信	NTT地(着)			NTT地(着)		着信者に課金する呼及び電報呼に限る
A-2-17	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	NTT地			発信-着信	NTT地			NTT地		電報呼に限る
A-2-18	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	NTT地(着)			発信-着信	NTT地(着)			NTT地(着)		着信者に課金する呼に限る
A-2-19	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	当社及びNTT地(着)			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-2-20	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る

別2-6

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料 支払 事業者		
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
A-2-21	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-2-22	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-2-23	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-2-24	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-2-25	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-2-26	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	NTT地(着)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-2-27	当社	中継			NTT地(着)	発信-着信	SCP			発信-着信	NTT地(着)			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-2-28	当社	NTT地	中継		NTT地(着)	発信-着信	NTT地(着)			発信-着信	NTT地(着)			NTT地(着)		着信者に課金する呼に限る
A-3-1	当社				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(e)	
A-3-2	当社	国際(1)			国際(2)	発信-着信	国際(1)			発信-着信	国際(1)			国際(1)	(e)	
A-3-3	当社	中継	国際(1)		国際(2)	発信-着信	国際(1)			発信-着信	国際(1)			国際(1)	(e)	
A-3-4	当社	中継			国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(e)	
A-3-5	当社	NTT地			国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(e)	
A-3-8	当社	NTT地	中継		国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(e)	
A-3-9	当社				国際	発信-着信	国際(1)			発信-着信	国際(1)			国際(1)	(e)	
A-6-1	当社				IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		着信者に課金する呼に限る
A-6-2	当社	NTT地			IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		着信者に課金する呼に限る
A-6-3	当社	NTT地			IP	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-6-4	当社	中継			IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		着信者に課金する呼に限る
A-6-5	当社	中継			IP	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する呼に限る
A-6-6	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		着信者に課金する呼に限る

別2-7

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者		
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
A-6-7	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する呼に限る
A-6-8	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する呼に限る
A-6-9	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-6-10	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する呼に限る
A-6-11	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-6-12	当社				IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			NTT地		着信者に課金する呼に限る
A-6-13	当社	中継			IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			NTT地		着信者に課金する呼に限る
A-6-14	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	IP			発信-着信	IP			NTT地		着信者に課金する呼に限る
A-6-15	当社				IP	発信-着信	IP			発信-着信	当社			IP	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-16	当社				IP	発信-着信	IP			発信-着信	当社及びIP			IP	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-17	当社				IP	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-6-18	当社	中継			IP	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する呼に限る
A-6-19	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-20	当社				MVNO	発信-着信	MVNO			発信-着信	MVNO			MVNO	(f) (g)	
A-6-21	当社	中継			IP	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-22	当社	中継			IP	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-23	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継			中継	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-24	当社	NTT地	中継		IP	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)	(d)	OABO発信課金接続機能を利用する呼に限る
A-6-25	当社	中継			IP	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する呼に限る
A-6-26	当社	中継			IP	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する呼に限る
B-1-1	携帯				当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯	(a)	

別2-8

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者		
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
B-1-2	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信-着信	携帯(1)			発信-着信	携帯(1)		携帯(1)	(a)	
B-3-1	PHS	NTT地				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-2	PHS	NTT地	中継			当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-3	PHS	中継				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-4	PHS	NTT地	中継	携帯		当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-6	PHS	NTT地	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-7	PHS					当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-8	PHS	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-3-9	PHS	中継	携帯			当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS		PHS		
B-5-1	国際					当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-2	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-3	国際	NTT地				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-4	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		中継		
B-5-5	国際	中継	NTT地			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		中継		
B-5-7	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-8	国際	NTT地	中継	携帯		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-10	国際	中継	NTT地	携帯		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		中継(1)		
B-5-11	国際	中継	NTT地			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-12	国際	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-13	国際	中継	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際		国際		
B-5-14	国際	中継	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際		中継		

別2-9

NO.	第1表						第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	經由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料 支払 事業者		
	発信	經由				着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
B-5-16	国際	中継	NTT地	当社	携帯	当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
B-5-17	国際	中継	NTT地	当社	携帯	当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継		
B-5-19	国際	NTT地	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
B-5-20	国際	PHS				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
B-5-21	国際	NTT地	中継	PHS		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
B-7-1	地域					当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-2	地域	NTT地				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-3	地域	中継	NTT地			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-4	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-6	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-7	地域	NTT地	中継	携帯		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-8	地域	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-10	地域	NTT地	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-11	地域	中継	PHS			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-7-12	地域	NTT地	中継	PHS		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-8-1	IP					当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-2	IP	NTT地				当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-3	IP	中継				当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-4	IP	NTT地	中継			当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-5	IP	中継				当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			中継		
B-8-7	IP	中継	携帯			当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		

別2-10

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	經由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料 支払 事業者		
	発信	經由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
B-8-9	IP	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-11	IP	NTT地	当社	携帯	当社(着)	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-12	IP	PHS			当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-8-13	IP	NTT地	中継	PHS	当社	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP		
B-9-1	NTT地(発)				当社	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	NTT地(発)			NTT地(発)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-2	NTT地(発)	中継			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-3	NTT地(発)	中継			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-4	NTT地(発)	中継			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-5	NTT地(発)	中継	NTT地		当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-6	NTT地(発)	中継	NTT地		当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-10	NTT地(発)	中継	NTT地	携帯	当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-13	NTT地(発)	当社	携帯		当社(着)	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	NTT地(発)			NTT地(発)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-14	NTT地(発)	中継	携帯		当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-15	NTT地(発)	中継	当社	携帯	当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-17	NTT地(発)	中継	NTT地	当社	携帯	当社(着)	発信-着信	中継		発信-着信	中継			中継		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-18	NTT地(発)	中継	PHS		当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		番号規則第10号に掲げる事業設備識別番号を使用して発信する呼に限る
B-9-19	NTT地(発)				当社	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	NTT地(発)			NTT地(発)		
B-9-20	NTT地(発)				当社	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	SCP			NTT地(発)		
B-9-21	NTT地(発)	中継	携帯		当社	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	SCP			NTT地(発)		
B-9-22	NTT地(発)	中継	PHS		当社	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	SCP			NTT地(発)		
C-1-1	PHS	NTT地	当社		携帯	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者						
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
C-1-4	PHS	当社	携帯(1)		携帯(2)	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
C-3-1	国際	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-2	国際	中継	当社		携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-3	国際	NTT地	当社		携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-6	国際	中継	NTT地	当社	携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-7	国際	当社	携帯(1)		携帯(2)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-8	国際	NTT地	当社	携帯(1)	携帯(2)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-9	国際	中継	NTT地	当社	携帯(1)	携帯(2)	発信-着信	国際		発信-着信	国際			国際		
C-3-10	国際	中継	当社	携帯(1)	携帯(2)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-11	国際	当社			PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-12	国際	中継	当社		PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-13	国際	NTT地	当社		PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-3-14	国際	中継	NTT地	当社	PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		
C-4-1	地域	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-4-2	地域	NTT地	当社		携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-4-3	地域	NTT地	当社		携帯	発信-着信	携帯			発信-着信	地域			携帯		
C-4-4	地域	当社	携帯(1)		携帯(2)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-4-5	地域	NTT地	当社	携帯(1)	携帯(2)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-4-6	地域	中継	当社		携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-4-7	地域	中継	当社	携帯(1)	携帯(2)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-4-8	地域	当社			PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		

別2-12

NO.	第1表					第2表				第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者						
	発信	経由			着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	請求者	区間B	請求者			
C-4-9	地域	N T T地	当社			PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	
C-4-10	地域	中継	当社			PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	
C-5-3	IP	当社	携帯(1)			携帯(2)	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP	
C-5-4	IP	NTT地	当社	携帯(1)		携帯(2)	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP	
C-5-5	IP	当社				PHS	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP	
C-5-6	IP	NTT地	当社			PHS	発信-着信	IP			発信-着信	IP			IP	
C-6-2	NTT地(発)	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	番号規則第10号に掲げる 事業設備識別番号を使用 して発信する呼に限る
C-6-7	NTT地(発)	当社				携帯	発信	SCP	発信以外	携帯	発信-着信	NTT地(発)			携帯	(c)
C-6-8	NTT地(発)	当社				携帯	発信	SCP	発信以外	携帯	発信-着信	SCP			携帯	(c)
C-6-9	NTT地(発)	中継	当社	携帯(1)		携帯(2)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	番号規則第10号に掲げる 事業設備識別番号を使用 して発信する呼に限る
C-6-10	NTT地(発)	中継	NTT地	当社	携帯(1)	携帯(2)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	番号規則第10号に掲げる 事業設備識別番号を使用 して発信する呼に限る
C-6-11	NTT地(発)	中継	当社			PHS	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	番号規則第10号に掲げる 事業設備識別番号を使用 して発信する呼に限る
C-6-12	NTT地(発)	中継	NTT地	当社		PHS	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	番号規則第10号に掲げる 事業設備識別番号を使用 して発信する呼に限る
C-6-13	NTT地(発)	当社				PHS	発信-着信	PHS			発信-着信	SCP			PHS	
C-6-14	NTT地(発)	当社				携帯	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	NTT地(発)			NTT地(発)	
C-6-15	NTT地(発)	当社				携帯	発信-着信	NTT地(発)			発信-着信	SCP			NTT地(発)	

2-3 : I P 音声接続に係る接続形態

NO.	第1表		第2表	第3表	第4表	適用	備考
	発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者		
1	当社	協定事業者	当社	当社	-		
2	当社	協定事業者	協定事業者	当社	協定事業者	(d)	
3	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者	協定事業者		
4	協定事業者	当社	当社	当社	-		
5	協定事業者	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者		

別表3 様式

様式第1 (第10条第2項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

次の通り、貴社の網との接続等を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	
接続約款第5条(標準的接続箇所)表中第 欄とする。	
2. 電気通信設備の分界点	
相互接続点設置希望地域	

3. 接続対象地域等

(1) 弊社接続対象地域			
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等 (ドコモ着信時)	発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象
(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等(ドコモ発信時) (ドコモ料金設定権呼は無記入)	発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象

4. 接続の技術的条件 (物理的、電氣的、論理的條件)

新たな技術的条件の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	該当条件に○印を記入
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	接続約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。				
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合					

5. 電気通信設備の建設に係る事項

相互接続点ごとのトラヒック 需要予測		別紙1 予測トラヒック値のとおり。		
接続品目	接続約款第5条 標準的接続箇所 表中第2欄にて 接続する場合		Xi直取パケット接続機能 (GTP接続)及び5G 直取パケット接続機能 (GTP接続) 10Mb/s～(1.0Mb/sごとに)	Mb/s
接続希望品目に○印を記入				

6. 接続端末種別

<input type="checkbox"/>	通話モード	
<input type="checkbox"/>	Xi(データ通信モード)	
<input type="checkbox"/>	5G(データ通信モード)	
<input type="checkbox"/>	衛星電話(陸上)	
<input type="checkbox"/>	衛星電話(船舶)	

接続希望端末に○印を記入

7. 接続形態

別紙2接続形態のとおり。

8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)

課 金 方 式	弊社発信時	<input type="checkbox"/>	テーブル課金方式
	ドコモ発信時	<input type="checkbox"/>	テーブル課金方式
課 金 体 系 (ドコモが利用者料金請求事業者となる場 合のみ)		<input type="checkbox"/>	距離区分
		<input type="checkbox"/>	時間帯区分
		<input type="checkbox"/>	端末区分
		<input type="checkbox"/>	その他 ()

希望課金条件に○印を記入

9. 付加接続機能

付加接続機能のうち利用を希望する機能	
--------------------	--

10. 網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第 欄とする。
--------------------------	--

複数利用の場合は複数を記入

網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	
----------------------------	--

11. 番号方式(技術的条件集第1章第1条の分類を記載すること)

分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サービス系番号の場合のみ)	弊社使用網間試験番号

12. P-Charging-VectorヘッダのIOI値

--

13. 弊社網使用料 (ドコモが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)

--

14. 契約者情報の提供方法(接続約款第82条に基づくもの)

<input type="checkbox"/>	契約者情報照会	
<input type="checkbox"/>	異動情報	
希望情報に○を記入		

15. その他

--

様式第1 別紙1

弊社_____トラフィック予測値

① : ②以外

ドコモとの相互接続点名	同時接続数(貴社発と貴社着を分けて記載) 単位: Call数			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

② : Xi/5G(データ通信モード)

ドコモとの相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mb/s			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

ドコモとの相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

ドコモとの相互接続点名	契約数予測 単位: 回線			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

様式第1 別紙2

接続形態

接続形態 No	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 支払事業者
1			
2			
3			
4			

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)を添付すること。
- 3 接続約款別表2接続形態に規定する以外の接続形態を申し込む場合には、別紙2接続形態の接続形態No欄に「新規」と記載すること。

様式第2（第11条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に
受け付けましたので、連絡いたします。

様式第3（第12条第1項関係）

事前調査申込回答書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（公表約款第12条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担の有無 （概算額及び内訳）	

様式第4（第14条第1項関係）

接続申込書

第 号
年 月 日

殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

弊社事前調査申込書（ 年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（ 年 月 日）につきまして、貴社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5（第15条第1項関係）

接続申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾
いたします。

様式第6（第19条第1項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、
下記のとおり変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7（第19条第1項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みに
つきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第8（第19条第3項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、
下記のとおり中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

様式第9（第19条第3項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込みに
つきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第10（第20条関係）

完成通知書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。

1. 完成した設備の内容

様式第11（第24条第1項関係）

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

様式第12（第24条第1項関係）

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、
その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第13（第80条第2項関係）

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

接続に必要な装置等の接続工事(保守)のため、下記により貴社の通信用建物等に立入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

様式第14（第80条第3項関係）

通信用建物等立入申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第15（第14条の2第1項関係）

接続申込み取止め申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ接続申込みにつきまして、下記のとおり取止めを
申込みます。

記

1. 取止める内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

様式第16 (第14条の2 第1項関係)

接続申込み取止め申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続申込み取止め申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第17 (第27条の2第1項関係)

接続用設備等の利用中止申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第27条の2(協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等)の規定により、接続用設備等の利用中止を申込みます。

記

利用中止する接続用設備等の内容		記事
利用中止を希望する接続用設備等の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

2 接続用設備等の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第18（第27条の2第4項関係）

接続用設備等の利用中止申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第19 (第27条の2第5項関係)

接続用設備等の利用中止申込み取止め申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、
下記のとおり、取止めを申込みます。

記

1. 取止める内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20（第27条の2第5項関係）

接続用設備等の利用中止申込み取止め申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込み取止め申込
につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

附 則（平成14年3月25日北企第419号、企第510号、経企第797号、企第27号、企第508号、西企第432号、中企第380号、四企第272号及び企第551号）
この約款は、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成14年6月4日北企第34号、企第26号、経企第50号、企第32号、企第38号、西企第32号、中企第23号、四企第31号及び企第320号）
この改正規定は、平成14年6月11日から実施します。

附 則（平成14年8月8日北企第92号、企第80号、経企第131号、企第93号、企第126号、西企第89号、中企第81号、四企第100号及び企第373号）
この改正規定は、平成14年8月15日から実施します。

附 則（平成14年10月25日北企第126号、企第107号、経企第199号、企第125号、企第170号、西企第118号、中企第108号、四企第139号及び企第393号）
この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則（平成14年11月21日北企第138号、企第124号、経企第245号、企第138号、企第192号、西企第135号、中企第125号、四企第166号及び企第426号）
この改正規定は、平成14年11月29日から実施します。

附 則（平成15年2月13日北企第169号、企第153号、経企第308号、企第176号、企第244号、西企第167号、中企第151号、四企第217号及び企第465号）
この改正規定は、平成15年2月20日から実施します。

附 則（平成15年3月20日北企第187号、企第171号、経企第355号、企第204号、企第275号、西企第186号、中企第168号、四企第263号及び企第488号）
この改正規定は、平成15年3月27日から実施します。

附 則（平成15年4月25日北企第23号、企第107号、経企第112号、企第74号、企第52号、西企第70号、中企第1074号、四企第77号及び企第70号）
この改正規定は、平成15年5月2日から実施します。

附 則（平成15年5月16日北企第54-1号、企第122号、経企第204号、企第87号、企第108号、西企第93号、中企第1091号、四企第97号及び企第83号）
この改正規定は、平成15年5月23日から実施します。

附 則（平成15年6月6日北企第90-12号、企第176号、経企第288号、企第103号、企第139号、西企第111号、中企第1113号、四企第116号及び企第99号）
この改正規定は、平成15年6月13日から実施します。

附 則（平成15年7月31日北企第149号、企第302号、経企第578号、企第187号、企第229号、西企第195号、中企第1178号、四企第199号及び企第172号）
この改正規定は、平成15年8月7日から実施します。

附 則（平成15年8月21日北企第178-8号、企第357号、経企第700号、企第222号、企第283号、西企第217号、中企第1208号、四企第238号及び企第

201号)

この改正規定は、平成15年8月28日から実施します。

附 則 (平成15年9月5日北企第182-6号、企第376号、経企第802号、企第228号、企第307号、西企第229号、中企第1216号、四企第244号及び企第211号)

この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。

附 則 (平成15年9月26日北企第206-12号、企第425号、経企第963号、企第247号、企第353号、西企第248号、中企第1237号、四企第266号及び企第219号)

この改正規定は、平成15年10月3日から実施します。

附 則 (平成15年10月17日北企第216号、企第448号、経企第1042号、企第260号、企第378号、西企第261号、中企第1238号、四企第280号及び企第231号)

この改正規定は、平成15年10月24日から実施します。

附 則 (平成15年10月31日北企第232-7号、企第487号、経企第1136号、企第294号、企第405号、西企第290号、中企第1269号、四企第306号及び企第255号)

この改正規定は、平成15年11月7日から実施します。

附 則 (平成16年2月6日北企第323号、企第701号、経企第1613号、企第434号、企第575号、西企第428号、中企第1393号、四企第437号及び企第375号)

この改正規定は、平成16年2月13日から実施します。

附 則 (平成16年2月13日北企第332号、企第717号、経企第1645号、企第439号、企第584号、西企第433号、中企第1396号、四企第442号及び企第377号)

この改正規定は、平成16年2月20日から実施します。

附 則 (平成16年3月16日北企第360号、企第827号、経企第1829号、企第528号、企第648号、西企第512号、中企第1476号、四企第520号及び企第451号)

この改正規定は、平成16年3月23日から実施します。

附 則 (平成16年3月25日北企第365号、企第831号、経企第1910号、企第531号、企第668号、西企第517号、中企第1481号、四企第525号及び企第455号)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則 (平成16年4月21日北企第11号、企第19号、経企第90号、企第15号、企第25号、西企第10号、中企第1005号、四企第2号及び企第4号)

この改正規定は、平成16年4月28日から実施します。

附 則 (平成16年5月25日北企第64号、企第131号、経企第242号、企第77号、企第108号、西企第98号、中企第1083号、四企第99号及び企第75号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(標準的接続期間に関する経過措置)

- 2 当社は、この改正規定実施の日から平成17年3月31日までの間、第29条（標準的接続期間）第1項第4号の規定中「8月」とあるのを「2月又は8月」と読み替えるものとします。

附 則（平成16年6月21日北企第115-6号、企第196号、経企第392号、企第118-1号、企第168号、西企第116号、中企第1108号、四企第139号及び企第90号）

この改正規定は、平成16年6月28日から実施します。

附 則（平成16年10月21日北企第244-5号、企第398号、経企第1004号、企第215-6号、企第369号、西企第230号、中企第1195号、四企第241号及び企第204号）

この改正規定は、平成16年10月28日から実施します。

附 則（平成16年11月24日北企第279号、企第469号、経企第1216号、企第238号、企第412号、西企第276号、中企第1134号、四企第297号及び企第213号）

この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附 則（平成16年12月27日北企第318号、企第527号、経企第1347号、企第277-1号、企第467号、西企第320号、中企第1276号、四企第332号及び企第242号）

この改正規定は、平成17年1月4日から実施します。

附 則（平成17年1月25日北企第348号、企第564号、経企第1482号、企第311-1号、企第504号、西企第331号、中企第1283号、四企第354号及び企第260号）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則（平成17年3月8日北企第409号、企第658号、経企第1727号、企第382号、企第614号、西企第392号、中企第1326号、四企第411号及び企第303号）

この改正規定は、平成17年3月15日から実施します。

附 則（平成17年3月25日北企第427号、企第679号、経企第1847号、企第396号、企第678号、西企第397号、中企第1329号、四企第420号及び企第308号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年6月1日北企第63-2号、企第66号、経企第227号、企第73-1号、企第109号、西企第45号、中企第1028号、四企第39号及び企第31号）

この改正規定は、平成17年6月8日から実施します。

附 則（平成17年7月12日北企第124号、企第123号、経企第456号、企第120号、

企第210号、西企第89号、中企第133号、四企第55号及び企第60号)
この改正規定は、平成17年7月19日から実施します。

附 則 (平成17年11月22日北企第217-2号、企第247号、経企第937号、企第233号、企第467-1号、西企第195号、中企第1122号、四企第124号及び企第132号)
この改正規定は、平成17年11月29日から実施します。

附 則 (平成17年12月20日北企第251号、企第299号、経企第1032号、企第268号、企第540号、西企第243号、中企第285号、四企第157号及び企第165号)
この改正規定は、平成17年12月27日から実施します。

附 則 (平成18年1月24日北企第280-4号、企第334号、経企第1143号、企第307-1号、企第597-1号、西企第266号、中企第1172号、四企第172号及び企第180号)
この改正規定は、平成18年1月31日から実施します。

附 則 (平成18年3月9日北企第321号、企第387号、経企第1290号、企第361号、企第710号、西企第300号、中企第353号、四企第194号及び企第204号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年3月16日から実施します。
(特定端末系事業者接続用伝送装置等利用機能の網改造料の適用時期)
- 2 当社は、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第3欄に係る網改造料については、平成17年4月1日に遡及して、その料金額を適用します。

附 則 (平成18年4月25日北企第29-3号、企第28号、経企第83号、企第29号、企第53号、西企第40号、中企第1015号、四企第19号及び企第18号)
この改正規定は、平成18年5月2日から実施します。

附 則 (平成18年7月19日北企第130号、企第141号、経企第434号、企第120号、企第245-1号、西企第196号、中企第1048号、四企第60号及び企第143号)
この改正規定は、平成18年7月26日から実施します。

附 則 (平成18年9月15日北企第176号、企第192号、経企第674号、企第172号、企第352号、西企第256号、中企第1087号、四企第103号及び企第210号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年9月22日から実施します。
(相互接続協定に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、携帯自動車電話会社内接続機能、携帯自動車電話会社外接続機能、FOMA(通話モード)会社内接続機能、FOMA(通話モード)会社外接続機能、FOMA(64kb/sデジタル通信モード)会社内接続機能又はFOMA(64kb/sデジタル通信モード)会社外接続機能の名称を引用して締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、携帯自動車電話会社内接続機能及び携帯自動車

電話会社外接続機能をmova接続機能、FOMA（通話モード）会社内接続機能及びFOMA（通話モード）会社外接続機能をFOMA（通話モード）接続機能、FOMA（64kb/sデジタル通信モード）会社内接続機能及びFOMA（64kb/sデジタル通信モード）会社外接続機能をFOMA（64kb/sデジタル通信モード）接続機能と読み替えるものとします。

（接続により提供する機能に関する特例措置）

- 3 当社は、別表1（接続により提供する機能）の1-1（基本接続機能）の表中に規定するMNP転送機能及びMNPリダイレクション機能については、平成18年10月24日から提供します。

附 則（平成18年12月8日北企第268-8号、企第317号、経企第996号、企第250号、企第539号、西企第356号、中企第1170号、四企第171号及び企第368号）

この改正規定は、平成18年12月15日から実施します。

附 則（平成19年3月8日北企第382号、企第402号、経企第1341号、企第316号、企第737号、西企第474号、中企第1233号、四企第247号及び企第465号）

この改正規定は、平成19年3月15日から実施します。

附 則（平成19年9月21日北企第197号、企第198号、経企第609号、企第141号、企第337号、西企第267号、中企第1101号、四企第106号及び企第241号）

この改正規定は、平成19年9月28日から実施します。

附 則（平成19年12月7日北企第270号、企第279号、経企第868号、企第213号、企第483号、西企第364号、中企第1138号、四企第152号及び企第328号）

この改正規定は、平成19年12月14日から実施します。

附 則（平成20年3月3日北企第361号、企第349号、経企第1109号、企第280号、企第694号、西企第485号、中企第400号、四企第201号及び企第433号）

この改正規定は、平成20年3月10日から実施します。

附 則（平成20年5月26日北企第68号、企第63号、経企第210号、企第53号、企第119号、西企第84号、中企第1028号、四企第27号及び企第84号）

この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。

附 則（平成20年6月24日経企第321号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
（接続約款の消滅）
- 2 この改定規定実施に伴い、この改定規定前の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下、総称して「地域ドコモ」とい

います。)の接続約款は消滅します。

(この改定規定実施前に行った手続き等の効力等)

- 3 この改定規定実施前に地域ドコモの接続約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するほか、この改定規定中にこれに相当する規定があるときは、この改定規定に基づいて行ったものとみなします。

(料金等の適用に関する経過措置)

- 4 この改定規定実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約(当社が地域ドコモから契約上の地位を承継したものを含みます。以下、「既存協定等」といいます。)に基づいて支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、この改定規定実施後においてもその支払いを要します。
- 5 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間における地域ドコモとの接続により提供する機能に係る網使用料等の遡及適用については既存協定等に基づき、当社が実施するものとします。

附 則 (平成20年7月28日経企第525号)

この改正規定は、平成20年8月4日から実施します。

附 則 (平成20年8月25日経企第626号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。
(MVNO課金情報提供機能の提供に係る経過措置)
- 2 この改正規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)の表中第11欄に規定する網使用料については、当社の準備が整うまでの間は、第53条の2(定額制の網使用料の支払義務)及び第59条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)に規定する利用した暦日数に応じた日割を行わないものとします。

附 則 (平成20年10月7日経企第784号)

この改正規定は、平成20年10月14日から実施します。

附 則 (平成21年3月2日経企第1317号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年3月9日から実施します。
(相互接続協定に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、m o v a 接続機能、F O M A (通話モード) 接続機能又はF O M A (64kb/sデジタル通信モード) 接続機能の名称を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、m o v a 接続機能及びF O M A (通話モード) 接続機能を併せて通話モード接続機能と、F O M A (64kb/sデジタル通信モード) 接続機能を64kb/sデジタル通信モード接続機能とそれぞれ読み替えるものとします。
(F O M A直取パケット接続装置機能に関する経過措置)
- 3 削除
(iモード移動無線装置パケット接続装置機能に関する経過措置)
- 4 削除

附 則 (平成21年3月6日経企第1343号)

この改正規定は、平成21年3月13日から実施します。

附 則（平成21年6月24日経企第274号）

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附 則（平成21年8月31日経企第568号）

この改正規定は、平成21年9月7日から実施します。

附 則（平成21年10月23日経企第726号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。
（改正規定の遡及適用に係る特例措置）
- 2 第27条（当社が行う接続用設備等の更改）に係る改正規定は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）の適用事業年度開始日（平成20年4月1日）に遡及して、適用します。
（MVNO課金情報提供機能の提供に係る経過措置）
- 3 附則（平成20年8月25日経企第626号）第2項の規定中「当社の準備が整うまでの間」を「平成21年10月31日までの間」とします。

附 則（平成22年2月25日経企第1226号）

この改正規定は、平成22年3月4日から実施します。

附 則（平成22年3月24日経企第1354号）

この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。

附 則（平成22年6月24日経企第359号）

この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

附 則（平成22年12月17日経企第1051号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、MVNO回線管理機能、MVNO課金情報提供機能又はGTP接続利用機能の名称を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、MVNO回線管理機能をFOMA特定接続契約者回線管理機能と、MVNO課金情報提供機能をFOMA特定接続契約者回線課金情報提供機能と、GTP接続利用機能をFOMAGTP接続利用機能とそれぞれ読み替えるものとします。
（FOMA直収パケット接続装置機能に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に提供されている若しくは改正前の規定により提供されていた、又はこの改正規定実施前に第14条（接続申込み）の規定による接続申込みがあったFOMA直収パケット接続装置機能については下表の規定が適用されるとともに、その取扱い及び接続により提供する機能は、なお従前のとおりとします。

区 分	備 考
-----	-----

FOMA直収パケット接続装置機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要な100Mb/sの符合伝送が可能な接続装置を利用する機能	FOMA直収パケット接続機能（GTP接続する場合）を利用するためのもの	FOMAGTP接続利用機能と組み合わせて適用されます。
		FOMA直収パケット接続機能（GTP接続以外の接続による場合）を利用するためのもの	—

附 則（平成23年1月24日経企第1140号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
（FOMA特定接続契約者回線登録手数料及びXi特定接続契約者回線登録手数料の適用に係る経過措置）
- 2 この改正規定にかかわらず、料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）の表中第6欄（FOMA特定接続契約者回線登録手数料）及び第7欄（Xi特定接続契約者回線登録手数料）に規定する手数料については、平成23年3月31日までの間なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第1317号（平成21年3月2日）の附則を次のように改めます。
 - (1) 第3項を次のように改めます。
削除
 - (2) 削除

附 則（平成23年6月24日経企第356号）

（実施時期）

- 1 この附則は、平成23年7月1日から実施します。
（事務取扱所の営業日に関する変更措置）
- 2 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間における、事務取扱所の営業日は水曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日とします（平成23年7月20日、平成23年9月7日及び平成23年9月23日を除きます。）。

附 則（平成23年7月6日経企第431号）

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附 則（平成23年8月18日経企第599号）

この改正規定は、平成23年8月25日から実施します。

附 則（平成23年11月17日経企第915号）

この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

附 則（平成24年1月25日経企第1212号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(その他)

- 2 経企第1317号（平成21年3月2日）の附則を次のように改めます。

- (1) 第4項を次のように改めます。

削除

附 則（平成24年3月23日経企第1508号）

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附 則（平成24年4月6日経企第33号）

この改正規定は、平成24年4月13日から実施します。

附 則（平成24年6月26日経企第398号）

この改正規定は、平成24年7月3日から実施します。

附 則（平成24年7月24日経企第528号）

この改正規定は、平成24年7月31日から実施します。

附 則（平成24年8月20日経企第630号）

この改正規定は、平成24年8月27日から実施します。

附 則（平成24年 9 月 7 日経企第706号）

この改正規定は、平成24年 9 月14日から実施します。

附 則（平成24年 9 月13日経企第720号）

この改正規定は、平成24年 9 月20日から実施します。

附 則（平成24年10月24日経企第879号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月31日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、活用型PHS事業者の名称を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、活用型PHS事業者をPHS事業者と読み替えるものとします。

附 則（平成24年11月22日経企第1027号）

この改正規定は、平成24年11月30日から実施します。

附 則（平成24年12月28日経企第1189号）

この改正規定は、平成25年 1 月10日から実施します。

附 則（平成25年 3 月21日経企第1536号）

この改正規定は、平成25年 3 月28日から実施します。

附 則（平成25年 4 月24日経企第107号）

この改正規定は、平成25年 5 月15日から実施します。

附 則（平成25年 6 月 7 日経企第275号）

この改正規定は、平成25年 6 月14日から実施します。

附 則（平成25年 9 月19日経企第795号）

この改正規定は、平成25年 9 月30日から実施します。

附 則（平成25年10月17日経企第898号）

この改正規定は、平成25年10月25日から実施します。

附 則（平成26年 2 月21日経企第1424号）

この改正規定は、平成26年 2 月28日から実施します。

附 則（平成26年 3 月24日経企第1584号）

この改正規定は、平成26年 3 月31日から実施します。ただし、この改正規定のうち、第 3 条（用語の定義）に係るものについては、平成26年 4 月 1 日から適用します。

附 則（平成26年 5 月23日経企第250号）

この改正規定は、平成26年 5 月30日から実施します。

附 則（平成26年 9 月24日経企第941号）

この改正規定は、平成26年10月 1 日から実施します。

附 則（平成27年 3 月24日経企第1954号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年 3 月31日から実施します。ただし、この改正規定のうち、第83条（様式）に係るものについては、平成27年 4 月 1 日から適用します。
（接続料金の遡及適用）
- 2 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成27年 5 月11日経企第252号）

この改正規定は、平成27年 5 月25日から実施します。

附 則（平成27年 6 月15日経企第549号）

この改正規定は、平成27年 6 月30日から実施します。

附 則（平成27年 8 月17日経企第965号）

この改正規定は、平成27年 8 月31日から実施します。

附 則（平成27年10月16日経企第1251号）

この改正規定は、平成27年10月30日から実施します。

附 則（平成28年 2 月24日経企第1841号）

この改正規定は、平成28年 3 月11日から実施します。

附 則（平成28年 3 月23日経企第2014号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年 3 月31日から実施します。
（接続料金の遡及適用）
- 2 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成28年 5 月24日経企第205号）

この改正規定は、平成28年 6 月 6 日から実施します。

附 則（平成28年 7 月22日経企第613号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年 8 月 1 日から実施します。
（網使用料の遡及適用に関する特例措置）
- 2 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）に規定する料金額については、第62条（接続料金の遡及適用）の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。

附 則（平成29年 3 月 8 日経企第1792号）

この改正規定は、平成29年 3 月17日から実施します。

附 則（平成29年 3 月22日経企第1877号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年 3 月31日から実施します。
（網使用料の遡及適用）
- 2 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成29年 9 月25日経企第1302号）

この改正規定は、平成29年10月 2 日から実施します。

附 則（平成29年10月25日経企第1569号）

この改正規定は、平成29年11月 1 日から実施します。

附 則（平成29年12月21日経企第2169号）

この改正規定は、平成29年12月28日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、第87条第 2 項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 8 欄及び第 9 欄に規定する料金額は原価算定期間が平成 28 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表（その他の費用）第 1（USIMカードの貸与に係る費用） 1（USIMカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額は平成30年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 8 欄及び第 9 欄に規定する料金額は原価算定期間が平成 29 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表（その他の費用）第 1（USIMカードの貸与に係る費用） 1（USIMカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額は、平成31年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。

附 則（平成30年 3 月23日経企第2980号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成30年 3 月30日から実施します。
（USIMカードの貸与に係る費用の額）
- 2 当社は、この改正規定実施の日から平成30年3月31日までの間において、USIMカードの貸与に係る費用について、料金表第 3 表（その他の費用）第 1（USIMカードの貸与に係る費用） 1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	形 状	費用の額	備 考	
USIM カードの 貸与に係 る費用	USIMカード の貸与に係る請 求をし、当社が 承諾したときに 要する費用	1 枚ご とに	Pl u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	394円	FOMA直収パケ ット接続機能又は X i直収パケット 接続機能での利用 が可能です。

（網使用料の遡及適用）

- 3 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成31年1月17日経企第2544号）
この改正規定は、平成31年1月25日から実施します。

附 則（平成31年3月22日経企第3114号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成31年3月29日から実施します。
（USIMカードの貸与に係る費用の額）
- 当社は、この改正規定実施の日から平成31年3月31日までの間において、USIMカードの貸与に係る費用について、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
USIM カードの 貸与に係 る費用	USIMカード の貸与に係る請 求をし、当社が 承諾したときに 要する費用	1枚ご とに	Pl u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	341円	FOMA直収パケ ット接続機能又は X i直収パケット 接続機能での利用 が可能です。

（網使用料の遡及適用）

- 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄及び第7欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（令和元年5月14日経企第344号）
（実施期日）

- この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- この改正規定実施前に、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「新番号規則」という。）の規定により廃止された電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号。以下「旧番号規則」という。）の規定を参照した用語の定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、旧番号規則の規定を参照した用語の定義をそれに対応する新番号規則の規定を参照した用語の定義に読み替えるものとします。

附 則（令和元年6月28日経企第872号）
この改正規定は、令和元年7月8日から実施します。

附 則（令和2年3月24日経企第3229号）
（実施期日）

- この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、改正規定のうち、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）、第62条（接続料金の遡及適用）並びに料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に規定する料金額については、令和2年4月1日から適用します。
（接続料金の遡及適用）
- 削除

(接続料金等の精算に係る経過措置)

- 3 この改正規定にかかわらず、前項の料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄に規定する料金額を変更したときは、従前の第62条（接続料金の遡及適用）の規定に基づき、平成31年4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和2年3月31日までの間において、USIMカードの貸与に係る費用について、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
USIM カードの 貸与に係 る費用	USIMカード の貸与に係る請 求をし、当社が 承諾したときに 要する費用	1枚ご とに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	335円	FOMA直収パケ ット接続機能又は X i直収パケット 接続機能での利用 が可能です。

(情報開示に係る経過措置)

- 5 この改正規定のうち、第87条第3項第2号に規定する料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報の提供については、令和3年4月1日から実施し、第87条第3項第3号に規定する原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報の提供については、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額を把握した日以降に実施します。
- 6 この改正規定にかかわらず、第87条第3項第1号及び第2号に規定する情報の提供については、附則第2項の料金表第6欄、第7欄、第8欄、第9欄に規定する料金額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報は、従前の通り、提供するものとします。

附 則（令和2年11月18日経企第1988号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している業務支援システムの提供条件については、その業務支援システムを更改するまでの間はなお従前のおりとし、料金表第3表（その他の費用）第2（業務支援システムの利用に係る費用）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	費用の額	備 考
ネットワ ア	主回線	1拠点ごとに	14,300円	月額

一ク回線	イ 副回線	1 拠点ごとに	6,000円	月額
------	-------	---------	--------	----

附 則（令和2年12月24日経企第2270-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年1月5日から実施します。
（接続料金の遡及適用）
- 2 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄に定める料金額については、次表に規定する額を平成31年4月1日に遡及して令和2年3月31日までそれぞれ適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	427,029円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	42,702円	月額
	イ 削除			
(7) X i直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	427,029円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	42,702円	月額
	イ 削除			

（情報開示）

- 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、前項の表に規定する料金額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を、当社の事務取扱所において、提供するものとします。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

（その他）

- 4 経企第3229号（令和2年3月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第2項を次のように改めます。

削除

附 則（令和3年2月17日経企第2718号）

（実施時期）

この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。

附 則（令和3年3月23日経企第3078-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。
（USIMカードの貸与に係る費用の額）
- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和3年3月31日までの間において、USIMカードの貸与に係る費用について、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考
USIM カードの 貸与に係 る費用	USIMカード の貸与に係る請 求をし、当社が 承諾したときに 要する費用	1枚ご とに	Pl u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	292円	FOMA特定接続 契約、Xi特定接 続契約、5G特定 接続契約での利用 が可能です。

附 則（令和3年2月26日経企第2789-2号）

（実施期日）

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則（令和3年6月24日経企第801-2号）

（実施期日）

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附 則（令和3年9月24日経企第1619-1号）

（実施期日）

この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

附 則（令和3年12月24日経企第2525号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年12月31日から実施します。
（接続料金の実績に基づく精算）
- 2 当社は、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、令和2年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和2年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	372,808円	月額

ト接続機能		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	37,280円	月額
	イ 削除			
(7) X i直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	372,808円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	37,280円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	372,808円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	37,280円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1契約者回線ごとに	75円	月額
(9) X i 特定接続契約者回線管理機能		1契約者回線ごとに	75円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能		1契約者回線ごとに	75円	月額

附 則（令和4年2月28日経企第3016号）

（実施期日）

この改正規定は、令和4年3月7日から実施します。

附 則（令和4年3月24日経企第3294号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。

（網使用料の料金額）

- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間において、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	283,859円	月額
		(イ) 10Mb /sを超え る1.0Mb/ sごとに	28,385円	月額
	イ 削除			
(7) Xi直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	283,859円	月額
		(イ) 10Mb /sを超え る1.0Mb/ sごとに	28,385円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	283,859円	月額
		(イ) 10Mb /sを超え る1.0Mb/ sごとに	28,385円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	73円	月額
(9) Xi特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	73円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	73円	月額

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 3 当社は、この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間において、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
USIM カードの 貸与に係 る費用	USIMカード の貸与に係る請 求をし、当社が 承諾したときに 要する費用	1枚ご とに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	261円	F O M A 特定接続 契約、X i 特定接 続契約、5 G 特定 接続契約での利用 が可能です。

附 則（令和4年12月19日経企第2964号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和4年12月26日から実施します。
（接続料金の実績に基づく精算）
- 当社は、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、令和3年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) F O M A 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	270,243円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	27,024円	月額
	イ 削除			
(7) X i 直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	270,243円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	27,024円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	270,243円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	27,024円	月額

(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	71円	月額
(9) Xi 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	71円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	71円	月額

附 則（令和5年2月22日経企第3806号）

（実施期日）

この改正規定は、令和5年3月3日から実施します。

附 則（令和5年3月24日経企第4272号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年3月31日から実施します。

（網使用料の料金額）

- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和5年3月31日までの間において、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA直収パケット接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	203,270円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	20,327円	月額
	イ 削除			
(7) Xi直収パケット接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	203,270円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	20,327円	月額
	イ 削除			

(7)の2 5 G直収パケット接続機能	GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	203,270円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	20,327円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1契約者回線ごとに	69円	月額
(9) Xi特定接続契約者回線管理機能		1契約者回線ごとに	69円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能		1契約者回線ごとに	69円	月額

(網改造料の料金額)

- 3 当社は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第3欄に掲げる機能の料金額について、次表に規定する額を適用します。

項目	内 容
料金額	料金額＝トランクポート等機能に係る当社負担額 ただし、上記の料金額に各々の協定事業者がトランクポート等機能を利用した総通信時間を当社及び協定事業者（特定端末系事業者を含みます。）がトランクポート等機能を利用した総通信時間で除して算定した比率を乗じて得た額を各協定事業者に適用します。

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和5年3月31日までの間において、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分	単位	形状	費用の額	備 考
USIMカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	258円	FOMA特定接続契約、Xi特定接続契約、5G特定接続契約での利用が可能です。

附 則（令和5年9月26日経企第2251号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

附 則（令和 5 年12月18日経企第3275号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年12月28日から実施します。

附 則（令和 5 年12月19日経企第3303号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年12月28日から実施します。
（接続料金の実績に基づく精算）
- 2 当社は、第61条の 3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）の規定にかかわらず、第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に定める料金額について、令和 4 年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和 4 年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	199,799円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	19,979円	月額
	イ 削除			
(7) X i 直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	199,799円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	19,979円	月額
	イ 削除			
(7) の 2 5 G直収パケッ ト接続機能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	199,799円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	19,979円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	69円	月額

(9) X i 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	69円	月額
(9)の2 5 G 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	69円	月額

附 則（令和6年2月27日経企第4114号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年3月7日から実施します。

附 則（令和6年3月18日経企第4451号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和6年3月29日から実施します。
（網使用料の料金額）
- 当社は、この改正規定実施の日から令和6年3月31日までの間において、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	156,446円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,644円	月額
	イ 削除			
(7) X i 直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	156,446円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,644円	月額
	イ 削除			

(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	156,446円	月額
		(イ) 10Mb /sを超え る1.0Mb/ sごとに	15,644円	月額
(8) F O M A 特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	65円	月額
(9) X i 特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	65円	月額
(9)の2 5 G 特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	65円	月額

(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和6年3月31日までの間において、料金表第3表（その他の費用）第1（U S I Mカードの貸与に係る費用）1（U S I Mカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、U S I Mカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
U S I M カードの 貸与に係 る費用	U S I Mカード の貸与に係る請 求をし、当社が 承諾したときに 要する費用	1 枚ご とに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は 4 F F	208円	F O M A 特定接続 契約、X i 特定接 続契約、5 G 特定 接続契約での利用 が可能です。

附 則（令和6年4月18日経企第316号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和6年4月26日から実施します。
（接続料金の遡及適用）
- 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第4欄の2イ欄に規定する料金額については、令和6年4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（令和6年12月19日経企第4419号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和6年12月27日から実施します。
（接続料金の実績に基づく精算）
- 当社は、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）及び「接続料算定における費用配賦の見直しについて（要請）（令和6年3月29日総基料第55号）」に基づき、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、令和5年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和5

年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	150,424円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	15,042円	月額
	イ 削除			
(7) Xi直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	150,424円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	15,042円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	150,424円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	15,042円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	65円	月額
(9) Xi特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	65円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	65円	月額

附 則 (令和7年2月21日経企第5439号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年3月4日から実施します。
(接続料金の適用)
- 2 第9条の2 (接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施) 第1項の規定によりあらかじめ対面等説明を行ったとおり、令和8年3月31日に別表1 (接続により提供する機能) 1-1 (基本接続機能) に規定するFOMA直収パケット接続機能

及びFOMA特定接続契約者回線管理機能を廃止する予定であることに従い、予定のとおり当該機能を廃止する場合、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄及び第8欄に規定する令和8年4月1日以降の料金額は適用しないものとする。

附 則（令和7年3月19日経企第6189号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和7年3月31日から実施します。
（網使用料の料金額）
- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和7年3月31日までの間において、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケッ ト接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	128,625円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	12,862円	月額
	イ 削除			
(7) X i直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	128,625円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	12,862円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	128,625円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える1.0Mb/ sごとに	12,862円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回 線ごとに		63円	月額

(9) X i 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	63円	月額
(9)の2 5 G 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	63円	月額

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和7年3月31日までの間において、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごと	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	213円	FOMA特定接続契約、Xi特定接続契約、5G特定接続契約での利用が可能です。

附 則（令和7年6月24日経企第000600000852-01号）

（実施期日）

この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

附 則（令和7年12月16日経企第000600002870-01号）

（実施期日）

この改正規定は、令和7年12月31日から実施します。

附 則（令和7年12月22日経企第000600002939-01号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和7年12月31日から実施します。
（接続料金の実績に基づく精算）
- 当社は、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）及び「接続料算定における費用配賦の見直しについて（要請）（令和6年3月29日総基料第55号）」に基づき、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、令和6年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和6年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケット 接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	128,625円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	12,862円	月額
	イ 削除			
(7) Xi直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	128,625円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	12,862円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	128,625円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	12,862円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	63円	月額
(9) Xi特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	63円	月額
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	63円	月額

附 則 (令和8年2月18日経企第000600003516-01号)

(実施期日)

- この改正規定は、令和8年2月28日から実施します。
(接続料金の適用)
- 第9条の2(接続により提供する機能の廃止の円滑な実施)第1項の規定によりあらかじめ対面等説明を行ったとおり、令和8年3月31日に別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定するFOMA直収パケット接続機能及びFOMA特定接続契約者回線管理機能を廃止する予定であることに従い、予定

のとおり当該機能を廃止する場合、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄及び第8欄に規定する令和8年4月1日以降の料金額は適用しないものとする。

附 則（令和8年3月19日経企第000600003935-01号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和8年3月31日から実施します。
（網使用料の料金額）
- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和8年3月31日までの間において、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）の規定にかかわらず、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(6) FOMA 直収パケット 接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	108,740円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	10,874円	月額
	イ 削除			
(7) Xi直収 パケット接 続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	108,740円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	10,874円	月額
	イ 削除			
(7)の2 5 G直収パケ ット接続機 能	GTP接続	(ア) 10Mb /sのもの	108,740円	月額
		(イ) 10Mb /sを超える 1.0Mb/ sごとに	10,874円	月額
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	61円	月額
(9) Xi特定接続契約者回線管理機能		1 契約者回 線ごとに	61円	月額

(9)の2	5G特定接続契約者回線管理機能	1契約者回線ごとに	61円	月額
-------	-----------------	-----------	-----	----

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 3 当社は、この改正規定実施の日から令和8年3月31日までの間において、料金表第3表（その他の費用）第1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分		単位	形状	費用の額	備 考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	232円	FOMA特定接続契約、Xi特定接続契約、5G特定接続契約での利用が可能です。

附 則（令和8年3月19日経企第000600003935-01号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。
（料金等の適用に関する経過措置）
- この改定規定実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約に基づいて支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、この改定規定実施後においてもその支払いを要します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- この改正規定実施前に、FOMA直取パケット接続機能、FOMA特定接続契約者回線管理機能の名称を引用して締結している協定は、FOMA直取パケット接続機能をXi直取パケット接続機能に、FOMA特定接続契約者回線管理機能をXi特定接続契約者回線管理機能に読み替えて、協定事業者と精算します。

附 則（令和8年4月16日経企第000600004485-01号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和8年4月27日から実施します。
（相互接続協定に係る経過措置）
- この改正規定実施前に、ショートメッセージ通信モード接続機能の名称を引用して締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、ショートメッセージ通信モード接続機能をショートメッセージ通信モード接続機能及び衛星直接通信接続機能におけるショートメッセージ通信モード接続機能と読み替えるものとします。